

ID: 1

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例規名 根拠条項	貝塚市情報公開条例 第12条第1項
例規番号	平成9年条例第31号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第10条まで及び第12条の規定並びに情報公開事務の手引による。 (行政情報の公開の請求等)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、実施機関に対して、行政情報の公開(第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政情報の公開に限る。)の請求(以下「公開請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 市の区域内に存する学校に在学する者 (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの</p> <p>2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政情報の公開の申出があつた場合においても、行政情報の公開に努めるものとする。この場合においては、この章の規定を準用する。 (行政情報の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が含まれている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該行政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報で</p>	

あるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

- (2) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(行政情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、行政情報の公開をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報(第7条第2号に掲げる情報を除

く。)が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の決定及び通知)

第12条 実施機関は、公開請求があったときは、直ちに(相当の理由がある場合にあっては、当該公開請求があった日から15日以内に)、行政情報の全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由等を請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開決定等を行ったときは、速やかに、その内容を請求者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、公開決定等(行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を行った旨の通知をするときは、その決定の理由を付記した書面により、これをしなければならない。この場合において、当該行政情報に含まれている情報が、非公開情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に付記しなければならない。
- 5 第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に、実施機関が公開決定等を行わないときは、請求者は、行政情報の公開をしないこととする処分があったものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、公開決定等を行う場合において、当該公開決定等に係る行政情報に含まれている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

情報公開事務の手引

第6条

【解釈】

第1項関係

「市の区域内に住所を有する者」とは、市の区域内に生活の本拠を有する自然人及び市の区域内に主たる事務所又は本店を有する法人をいい、「住所」とは、自然人にあっては住民基本台帳による住所、外国人登録原票による居住地を、また、法人にあっては主たる事務所の所在地又は本店の所在地をいう。

「市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、市の区域内に所在する事務所、事業所に勤務する者(個人営業者を含む。)をいう。

「市の区域内に存する学校に在学する者」とは、市の区域内に設置された学校に在学する者をいう。「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小・中学校等、同法第82条の2に規定する専修学校及び第83条に規定する各種学校、職業能力開発促進法第15条の6に規定する施設等をいう。

「市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、市の区域内に主たる事務所の所在地又は本店の所在地は存在しないが、支店、出張所、営業所等を有する法人及び法人格を有しない団体をいう。

「市の行政に利害関係を有するもの」とは、市の機関の行政処分、公法上の契約その他の行為によって、自己の権利、利益に直接的影響を受け、若しくはそのおそれのある自然人又は

法人その他の団体をいう。

「利害関係を有するもの」の例は、次のとおりである。

- ・市域内に土地又は建物を所有している者が、当該不動産に関係のある土地利用、都市計画、環境等に係る行政情報の公開を請求する場合
- ・市の行った行政処分により、自己の権利、利益に直接的影響を受けた者が、当該行政処分に係る行政情報の公開を請求する場合

第7条

【解釈】

「次の各号のいずれかに該当する情報(中略)が含まれている場合を除き」とは、公開の請求があった情報が本条各号のいずれかに該当する場合は、実施機関の公開義務が免除されるとする趣旨であり、公開・非公開の判断に当たって実施機関の自由な裁量を認めたものではない。したがって、請求者が知りたい情報ではない事項が対象の行政情報に記載されている場合に、そのみを理由に当該箇所を非公開とすることはできない。

本条各号に規定する適用除外事項は、情報公開制度における公開原則の例外として公開義務が免除される情報の範囲を定めているのに対し、地方公務員法第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にするものであり、この条例に基づき公開された情報は、守秘義務の対象たる秘密に当たらないものとして取り扱う。

民事訴訟法第312条、弁護士法第23条の2の規定等、他の法令等の規定により、公文書の提出又は閲覧等を要求されることがあるが、この場合、当該法令等の規定と本条各号との関係は、その趣旨及び目的を異にするものであるから、本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求の可否の理由とすることができない。したがって、要求の根拠となった法令の趣旨に照らして、個別に判断しなければならない。

【運用】

非公開情報に該当するかどうかの判断は、個別具体的に慎重に行う。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法等」という。)に基づく公開・非公開の決定に係る先例が相当大量に蓄積されており、また、本条例と情報公開法等の非公開情報は、公務員等の氏名(本条第1項第1号)以外は、基本的に同様としている。その意味で、非公開情報の該当性の判断に当たっては、情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられるため、行政情報の内容、利用目的に則し、適宜情報公開・個人情報保護審査会の答申等を参考にする。

なお、非公開情報は、本条に規定する非公開情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の非公開情報に該当することもあるのでその点にも留意する。

第7条

【解釈】

1 第1号関係(公開請求者以外の個人に関する情報として非公開となる情報)

公開請求に係る保有個人情報の中に、公開請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人(第三者)に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下この1及び2において同じ。)が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に公開することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、非公開とされている。なお、「個人に関する情報」は、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情

報も含まれる。

具体的には、以下に該当するものは非公開情報となる。

① 氏名、生年月日その他の記述等により公開請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、公開請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

② 公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例1)匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例2)公開すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

2 第1号関係(ただし書アからウまで)(公開請求者以外の個人に関する情報のうち非公開情報から除かれるもの)

以下の情報は、上記1の公開請求者以外の個人に関する情報として非公開となる情報から除くこととしたものである。

① 法令の規定(※1)により又は慣行として公開請求者が知ることができ(※2)、又は知ることが予定されている(※3)情報

(※1)何人に対しても等しく当該情報を公開すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を公開することを定めている規定が含まれる。なお、「法令」には条例及びこれに基づく規則等も含まれる。

(※2)慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。公開請求のあった行政情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(※3)実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

③ 公務員等(※1)の職、氏名及び職務の遂行に係る情報(※2)(※3)

(※1)国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいい、国、都道府県、他の市町村等の公務員も含まれるものである。

(※2)「公務員等の職及び職務の遂行に関する情報」には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その氏名、職名と職務遂行の内容については非公開とはならない。ただし、氏名については、これを公にすることにより、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、非公開となる。

(※3)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報をいう。そのため、当該公務員等の住所、生年月日等、職務遂行と直接関係のない情報や、当該公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等は、当該職員が遂行した職務の情報ではなく、職員として受けた身分取扱いの情報であるため、これに該当しない。

3 第2号関係(行政機関等匿名加工情報等)

行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する市民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、また、行政機関等匿名加工情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき提供されるべきものであることから、①行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)、②行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報、及び③個人識別符号を非公開情報としたものである。

第7条

【解釈】

1 第3号関係(法人等に関する情報として非公開となる情報)

法人その他の団体(※1)に関する情報(※2)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、非公開情報とされている。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である場合には、非公開情報とはならない。

(※1)株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

(※2)法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

① 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利(※1)、競争上の地位(※2)その他正当な利益(※3)を害するおそれ(※4)があるもの

(※1)信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

(※2)法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(※3)ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(※4)「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

【「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の例】

- ・法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は営業活動上の情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められる情報(生産工程表、使用原材料の種類、取引先の名称等)
- ・経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業活動が損なわれると認められる情報(役員会議事録、借入金等の状況等)
- ・その他公開することにより、名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報(入札参加資格審査内容、行政処分に係る審査内容等)

【「正当な利益を害するおそれがあるもの」に当たらない例】

・法令等の規定により何人でも閲覧できる情報(閲覧を当事者又は利害関係人のみに認めているものは、含まない。)

・実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報(法人等又は事業を営む個人が公表を了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。)

・法人等又は事業を営む個人が、PRなどのために自主的に公表した資料等から何人でも

知ることができる情報

- ・従来から慣行上公開しており、かつ、今後とも公開しても法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害しないと認められる情報
- ・統計のように、情報が加工、整理され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの
- ・許可、免許、届出等に関する情報及び補助金等公金支出に関する情報で、公開しても明らかに不利益を与えると認められない情報

② 実施機関の要請(※1)を受けて(※2)、公にしない(※3)との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例(※4)として公開しないこととされているものその他の当該条件を付すること(※5)が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(※1)法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

(※2)実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から公開しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(※3)本条例に基づく公開請求に対して公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(※4)法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において公開しないこととしていることだけでは足りない。

(※5)公開しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

第7条

【解釈】

1 第4号関係(審議等に関する情報として非公開となる情報)

市並びに国の機関(※1)、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議(以下「審議等」という。)に関する情報(※2)であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に(※3)損なわれるおそれ(※4)、不当に(※3)市民の間に混乱を生じさせるおそれ(※5)又は特定の者に不当に(※3)利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ(※6)がある情報は、非公開情報となる。

(※1)国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

(※2)市等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は市等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

(※3)審議等の途中の段階の情報を公開することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障

が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

(※4) 公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。

(※5) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公開することにより、誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。

(※6) 尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を公開することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

2 非公開情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、市等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が公開されると、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第7条

【解釈】

1 第5号関係(アからキまでに掲げるおそれがある情報)

市又は国の機関(※1)、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国の機関等」という。)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、本号アからキまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ(※2)があるものとして①から⑦までに示す情報は、非公開情報とされている。

本号アからキまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

(※1) 国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

(※2) 当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

① 国の安全(※1)が害されるおそれ(※2)、他国若しくは国際機関(※3)との信頼関係が損なわれるおそれ(※4)又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(※5)

(※1) 国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

(※2) 国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。)をいう。

(※3)「他国若しくは国際機関(以下「他国等」という。)」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力(APEC)、国際刑事警察機構(ICPO)等)の事務局等を含む。

(※4)他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公開することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方向的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

(※5)他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉(過去のものを含む。)に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

② 犯罪の予防(※1)、鎮圧(※2)又は捜査(※3)その他の公共の安全と秩序の維持(※4)(※5)(※6)に支障を及ぼすおそれ

(※1)罪の発生を未然に防止することをいう。

(※2)犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

(※3)捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員(警察官)と特別司法警察職員(労働基準監督官、海上保安官等)がある。

(※4)刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に係る違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

(※5)公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

(※6)風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号の規定により、公開・非公開が判断されることになる。

③ 監査(※1)、検査(※2)、取締り(※3)、試験(※4)又は租税の賦課若しくは徴収(※5)に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ(※6)又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(※1)主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

(※2)法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(※3)行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

(※4)人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(※5) 租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(※6) 本号ウに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に公開すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを公開すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは非公開情報に該当し得る。

- ④ 契約(※1)、交渉(※2)又は争訟(※3)に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(※4)

(※1) 相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(※2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(※3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(※4) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、公開されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を公開することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公開することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ(※)

(※) 例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、(i) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより成果を適正に広く市民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、(ii) 試行錯誤の段階の情報で、公開することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ(※)

(※) 例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

- ⑦ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 第5号関係(その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報)

同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。例えば、次のような情報が考えられる。

- ① 市が国の機関等と協力して行う事務又は市が国の機関等から依頼、協議等を受けた事

務に関する情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損ない、将来の同種の事務又は事業に係る情報入手に支障を及ぼすおそれがあるもの(※)

(※)「国等との協力関係又は信頼関係を著しく損ない、将来の同種の事務又は事業に係る情報入手に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、次に掲げるものが考えられる。

- ・国等からの依頼又は委託等による調査等に関する情報で、国等の承認なしに公表してはならない旨の条件があるもの

- ・国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がなされているもの

- ・国等から市に協議を求められている情報で、国等において当該情報を公表していないもの

- ・国等において統一的に公表を要するもの

- ・市が国等に依頼し提供を受けた情報であって、公開することにより、国等との協力関係が損なわれるおそれのあるもの

- ・法定受託事務に関して、国の行政機関から、公開してはならない旨の指示があるもの

② 市又は国の機関等が行う監督、許可、認可、入札等の事務に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり(※1)、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの(※2)

(※1)「事務の目的が達成できなくなり」とは、入札等の事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても、所期の成果が得られず、当該事務事業を実施する意味を失うと考えられる場合などをいう。

(※2)「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、公開することにより、

- ・請求者に不当な利益を与えたり、不公平を生ずるもの

- ・事務事業の実施の時期が大幅に遅れて、行政の質の低下を来たすもの

- ・事務事業の実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなった

り、市にとっての経済的、財政的利益又は社会的信用を低下させ、又は喪失させるおそれのあるものなどをいう。ただし、「著しい支障を及ぼす」かどうか、これらの事情を総合的に勘案し、客観的に判断する必要がある。

③ 公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの(※1)(※2)

(※1)第三者の任意の協力により得た情報を、当該第三者の承諾なく公開すれば、約束違反で損害賠償の請求を受けたり、当該第三者との協力関係、信頼関係を損ない、将来の情報入手に支障を来たし、行政の適切な運営を妨げるおそれがある。

(※2)情報収集時に公開しない条件で提供を受けた情報であっても、期間の経過等により、公開することについて情報提供者の承諾が得られたもの、情報提供者がすでに公開しているものは、当該条件が解除されたものとみなし、公開するものとする。

第8条

【解釈】

「容易」とは、公開部分と非公開部分を区分し、これらを分離することについて、公文書等を損傷することなく、過度の時間と費用を要しないことをいう。

なお、非公開情報の区分が困難である場合又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易」に該当しないため、非公開とすることになる。

「公開の請求の趣旨を損なわない程度」とは、非公開部分を除いて公開した場合であっても、

公開請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。

第9条

【趣旨】

第7条の非公開情報該当性を判断する際には、当該公開請求を拒否することにより保護される利益と公開することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的公開は、実施機関として非公開情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、公開することができるとするものである。

第10条

【趣旨】

行政情報の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなると判断される場合には、当該行政情報の存否を明らかにしないで非公開決定を行うことができる。
 なお、このような性質の行政情報については、公開請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで非公開決定をしなければならない。

第12条

【解釈】

1 第1項関係

行政情報の公開請求を受理した場合、実施機関は、直ちに公開・非公開の判断に着手し、決定をしなければならない。

相当の理由がある場合(※1)には、公開請求があった日(※2)から15日以内(※3)に決定しなければならない。

(※1) 誠実に手続を履行したとしても、決定に時間がかかる場合又は手続を履行する暇のない場合であって、次のいずれかに該当するときをいう。

- ・個人に関する情報が記録されている公文書であって、当該個人の意見を聴取するなど公開・非公開の判断に慎重な手続が要請される場合
- ・2以上の課等に関連する事務に関する情報が記録されている公文書であって、関係課等との協議・調整を要するなど、公開・非公開の判断に時間を要する場合
- ・請求に係る情報の量が膨大であり、情報の内容を確認し、公開・非公開の判断を行うのに相当の日数を要する場合
- ・請求に係る情報の内容が難解であり、情報の内容を確認し、公開・非公開の判断を行うのに相当の日数を要する場合
- ・災害等緊急を要する業務が生じた場合、他の業務の繁忙等により、公開・非公開の判断に係る手続を履行する暇のない場合
- ・年末・年始など公務を行わない場合
- ・その他相当の理由があると認められる場合

(※2) 「公開請求があった日」とは、請求書が公開決定等を行う権限のある実施機関の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、請求書が相手の支配領域に入った日をいう。

(※3) 民法第140条の規定により、「公開請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が実施機関の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。

2 第2項関係

「正当な理由があるとき」とは、請求書を受理して第1項に規定する期間に決定できないこ

とについて、社会通念上、合理的な理由がある場合(前記1に掲げる場合など)をいう。
 実施機関は、決定すべき期間を延長しようとするときは、あらかじめ、規則で定める決定期間延長通知書により請求権者に通知しなければならない。決定すべき期間の再延長はできない。

3 第3項関係

公開請求に係る行政情報の全部若しくは一部を公開すること又は全部を公開しないことを決定したときは、速やかに、請求者に対して、その内容を通知する。

4 第4項関係

「あらかじめ明示することができる」とは、原則公開の精神に則して、非公開決定の根拠・理由が、将来の一定期日以降に消滅することが確実であって、明示し得る場合をいう。

「その期日」とは、確定した年月日のことである。到来するかどうか分からないもの又は到来することが確実であっても、その期日が不確定なものはこれに当たらない。

この期日付記は、公開できるようになる期日を教示するものであって、請求者は、改めてその期日経過後に行政情報の公開請求を行わなければならない。

5 第6項関係

実施機関は、請求に係る公文書に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、非公開情報に該当するか否かが客観的に明白であるときを除き、当該第三者から意見を聴いて、公開・非公開の判断を行うものとする。

【運用】

実施機関は、公開決定通知を次により行うものとする。

- ・公開の期日は、請求者の都合、当該公文書等に対する他の請求の有無及び事務事業等への影響等を勘案して指定するものとする。
- ・公開の実施場所は、原則として行政情報の所管課等とする。
- ・存否応答拒否をする場合においても、非公開情報が明らかにならない範囲で、第10条の規定に該当する旨を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に第7条に規定するどの非公開情報を公開することになるかについて示す必要がある。なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の公開請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

標準処理期間	公開請求があったときは、直ちに(相当の理由がある場合にあっては、当該公開請求があった日から15日以内に)(第12条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 議会事務局

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例規番号	令和4年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第20条から第24条までの規定による。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第51条において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活</p>	

又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決

定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 議会事務局

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例規名 根拠条項	貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
例規番号	令和4年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第31条、第33条及び第34条の規定による。 (訂正請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第51条において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	訂正請求があつた日から30日以内(第35条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

担当部署: 議会事務局

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条		
例 規 番 号	令和4年条例第35号		
【基準】			
第38条、第40条及び第41条の規定による。 (利用停止請求権)			
第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。			
(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去			
(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止			
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第51条において「利用停止請求」という。)をすることができる。			
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務)			
第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)			
第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(第42条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 総合政策部 行財政管理課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市行政財産使用料条例 第7条ただし書		
例規番号	昭和40年条例第12号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 徴収した使用料は還付しない。ただし、特別の事由があるときは、その全部または一部を還付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 総合政策部 行財政管理課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市行政財産使用料条例 第8条第1項		
例規番号	昭和40年条例第12号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 使用料は、次の各号の一に該当するときは、これを減額し、または免除することができる。</p> <p>(1) 国または他の地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用その他の公益上の目的のために使用させるとき。</p> <p>(2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(3) 市の職員、市立の学校に在学する者、市立の病院その他の施設に入院し、または入所している者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。</p> <p>2 前項の規定により使用料を減額し、または免除する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号、第3号または第4号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>(2) 前項第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>(3) 前項第1号、第3号または第4号に該当する場合のうち、第1号に該当する使用以外の使用については、使用料を10分の5以内において減額することができる。ただし、財産管理者が別に定めるところにより営業の料金、販売価額等を規制して使用させる場合には、3分の2以内において減額することができる。</p> <p>(4) 前3号によることが著しく不相当であると認めるときは、財産管理者は、市長と協議して定めるところにより減額し、または免除することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎管理規則 第5条
例規番号	昭和56年規則第2号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条並びに貝塚市庁舎管理規則第5条第6号に規定する別に定めるものを定める要綱第2条の規定による。 (許可を必要とする行為)</p> <p>第5条 庁舎内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物品の販売、宣伝、保険の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する行為をすること。 (2) 印刷物、ポスター、旗、のぼり、宣伝ビラ、広告物その他これらに類する物品を掲示し、又は配布すること。 (3) 講演、演劇、映写その他の催し又は行事を行うこと。 (4) テントその他の施設を設置すること。 (5) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれらに類する行為をすること。 (6) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為(市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他別に定めるものを除く。)をすること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理に支障があること。 <p>(不許可)</p> <p>第6条 市長は、前条の行為が次の各号の一に該当するときは、許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設備等を著しく損傷し、又は汚損すると認められるとき。 (2) 庁舎内の秩序を著しく乱すと認められるとき。 (3) 公務の遂行が著しく妨げられると認められるとき。 (4) 庁舎の美観を著しくそこなうと認められるとき。 (5) 火災又は盗難の予防上きわめて不相当と認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長において許可することが、不相当と認められるとき。 <p>(撮影等に係る許可を必要とする行為の適用除外)</p> <p>第2条 規則第5条第6号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 官公署、学校その他の公共的団体が、業務を遂行する上で必要な記録を目的に行うもの (2) 市から委託等を受けた者が、当該委託等を履行する上で必要な記録を目的に行うもの (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく届出を行う者又はその関係者が、当該届出の記念を目的に行うもの (4) 障害者、日本語が不自由な外国人等が、その者のみで手続等を行う場合において、その者に対する配慮の提供が必要と認められるときに行うもの (5) 庁舎に掲示され、又は展示されているものの記録を目的に行うもの(著作権を侵害し、又はそのおそれがあるもの及び法令により禁止されるものを除く。) (6) 表敬訪問、視察、集会その他これらに類する行為の記録を目的に行うもの 	

- (7) エントランスホール等で行う行事の記録を目的に行うもの
- (8) 屋外で行うもの
- (9) 災害又は事故の発生その他特別な事態に対処するために行うもの
- (10) 法令の規定に基づき行うもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、緊急その他やむを得ない事由があると市長が認めるもの

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	令和5年12月5日

ID: 16

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	使用料の減免
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例 第7条
例規番号	令和4年条例第34号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 貝塚市庁舎又は庁舎周辺の市の施設を利用するために駐車する場合 当該利用に係る時間数(使用料を無料とする時間数をを超える部分に限る。)及び時間帯に応じ条例別表第2の規定により算定した使用料の額</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体の職員がその公務を行うために駐車する場合 全額</p> <p>(3) 市の執行機関の職員及び附属機関の委員並びに市議会の議員がその職務を遂行するために駐車する場合 全額</p> <p>(4) 次に掲げる者が駐車する場合 全額</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(5) 駐車場の管理上駐車することが必要な自動車を駐車させる場合 全額</p> <p>(6) 災害その他緊急事態が発生したときに、駐車場を開放し、駐車させる場合 全額</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額</p> <p>2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、駐車場から出場する前に、あらかじめ所定の場所で駐車券の確認を受け、必要な処理を受けた上、速やかに駐車場から自動車を出場させなければならない。ただし、市長があらかじめ期間を定めて駐車場を開放する場合は、この限りでない。</p>	
標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例 第8条ただし書		
例規番号	令和4年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例施行規則第5条第2項の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、還付の適否を決定し、貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場使用料還付(不還付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 各課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	手数料条例 第5条		
例規番号	昭和18年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に使用する場合</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者が直接必要とする場合</p> <p>(3) 法令の規定により無料で証明を請求することができる場合</p> <p>(4) その他市長が必要があると認める場合</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 各課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	納入金に係る延滞金の徴収に関する条例 第3条第2項		
例規番号	昭和39年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第3条 納入金について法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、当該納入金に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 市長は、納入者が納入金の納付限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	分担金等の徴収猶予及び減免		
例規名 根拠条項	貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例 第8条		
例規番号	昭和31年条例第345号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (分担金等の徴収猶予及び減免)</p> <p>第8条 市長は、天災地変その他特別の事情があると認めるときは、受益者の申請により、分担金等の徴収を猶予し、又は減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	事業の採択		
例規名 根拠条項	貝塚市土地改良事業、耕地災害復旧事業分担金等条例施行規則 第3条		
例規番号	昭和31年規則第242号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (事業の採択)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その事業の内容について調査し、1事業費が3万円以上の事業のうち、原則として、緊要度及び経済的効果の大きいものから予算の範囲内において採択する。</p> <p>2 前項の規定により事業を採択したときは、補助事業にあつては所轄官公署の承認を得て、当該事業に係る申請者に対して承諾書(様式第3号)を交付する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免		
例規名 根拠条項	貝塚市林道事業及び林道災害復旧事業分担金条例 第7条		
例規番号	昭和56年条例第13号		
【基準】 第7条の規定による。 (分担金の徴収猶予及び減免) 第7条 市長は、天災地変その他特別の事情があると認めるときは、受益者の申請により、分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 都市整備部 農林課

処分の概要	事業の採択		
例規名 根拠条項	貝塚市林道事業及び林道災害復旧事業分担金条例施行規則 第3条		
例規番号	昭和56年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (事業の採択)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その事業の内容について調査したのち、一事業費が3万円以上の事業のうち原則として、緊要度及び経済的効果の大きいものから予算の範囲内において採択する。</p> <p>2 前項の規定により事業を採択したときは、補助事業にあつては所轄官公署の承認を得たのち、当該事業にかかる申請者に対して承認書(別記様式第3号)を交付する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例 第4条第1項		
例規番号	昭和56年条例第15号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (使用者の資格等)</p> <p>第3条 店舗を使用できる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 改良地区内において商店を経営し、改良事業の施行に伴い当該商店を失い、営業を継続することができなくなつた者で、本市が設置する店舗の使用を希望する者であること。</p> <p>(2) 使用料を支払う能力があること。</p> <p>(3) 確実な保証人が2人あること。</p> <p>2 市長は、店舗を使用すべき者が使用せず、又は使用しなくなつた場合に限り、前項第2号及び第3号の要件を備えている者で、特に適当と認めた者に当該店舗を使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 店舗を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	使用料等の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例 第6条		
例規番号	昭和56年条例第15号		
【基準】			
第6条及び貝塚市設店舗条例施行規則第7条の規定による。 (使用料等の減免又は徴収の猶予)			
第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、店舗の使用料及び敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。			
(使用料等の減免又は徴収の猶予)			
第7条 条例第6条の規定により使用料もしくは敷金の減免又は徴収の猶予をする場合は、次の各号に該当するときとする。			
(1) 風水害、火災その他これらに類する災害を受けたとき。			
(2) その他市長が特に認めたとき。			
2 前項の使用料若しくは敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする使用者は、減免徴収猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	使用許可の承継の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例施行規則 第9条第1項		
例規番号	昭和56年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用許可の承継)</p> <p>第9条 市長は、使用者が死亡、継続して営業できない場合又はその他必要と認める場合は、使用者の配偶者又は2親等以内で、当該店舗を使用し営業を希望する者が同一業種を引き継ぐ場合に限り、使用許可の承継を承認するものとする。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、店舗承継承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	営業種目等の変更の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市設店舗条例施行規則 第10条		
例規番号	昭和56年規則第8号		
【基準】 第10条の規定による。 (営業種目等の変更) 第10条 使用者は、営業種目、店舗の商号又は氏名等を変更するときは、店舗営業種目・商号等変更承認申請書(様式第8号)を提出し、市長の承認を得なければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	奨励措置対象企業の指定		
例規名 根拠条項	貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例 第3条第1項		
例規番号	平成13年条例第30号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (企業等の指定)</p> <p>第3条 この条例に基づく奨励措置を受けようとする企業等は、規則に定めるところにより奨励措置対象企業(以下「指定企業」という。)として市長の指定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の指定を受けることができる企業等は、家屋を建設し、自己の事業の用に供することを目的として、産業集積拠点内の土地を取得し、又は借り受けた者とする。ただし、当該指定を受けることができる企業等は、同一の土地又は家屋につき、一の企業等とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 総合政策部 産業戦略課

処分の概要	奨励金の交付
例規名 根拠条項	貝塚市産業集積拠点における企業立地の促進に関する条例 第4条第1項
例規番号	平成13年条例第30号
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び第7条の規定による。 (奨励措置等)</p> <p>第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、指定企業に対し、貝塚市産業集積促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することができる。</p> <p>2 前項の奨励金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより市長に交付申請をしなければならない。 (奨励金の額)</p> <p>第5条 一の年度につき交付する奨励金の額は、産業集積拠点内の不動産であって、自己の事業の用に供するために建設した家屋及び当該家屋の敷地の用に供するために取得し、又は借り受けた土地(以下「対象不動産」という。)について、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 建設した家屋 当該家屋に対して課され、かつ、納付された固定資産税の年税額に相当する額</p> <p>(2) 取得した土地 当該土地に対して課され、かつ、納付された固定資産税の年税額に相当する額</p> <p>(3) 借り受けた土地 当該土地に係る賃借料の年額(当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)が市に交付される年度の初日の属する年の前年4月から1年分の賃借料の額をいう。)に相当する額。ただし、当該額が市に交付される市町村交付金の額を超えることとなるときは、当該市町村交付金の額を限度とする。</p> <p>2 一の年度につき前項第2号及び第3号のいずれにも該当することとなる土地に係る当該年度における同項の規定の適用については、同項第2号及び第3号に規定する額のいずれか大きい額として同項の規定を適用する。 (対象不動産の要件)</p> <p>第7条 対象不動産は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 土地 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得し、又は賃貸借契約に基づく賃貸借を開始したもの</p> <p>(2) 家屋 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に建設に着手し、令和9年3月31日までに操業を開始したもの</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第3条第1項		
例規番号	平成30年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 ドローン・クリケットフィールドを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 周辺の環境を乱し、又は周辺の住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、附属設備その他備品等(以下「施設等」という。)を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第6条		
例規番号	平成30年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、条例第6条の規定により、次に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。 全額免除</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。 全額免除</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公益のために使用するとき。 全額免除</p> <p>(4) 官公署及び市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が自らの事業を行うために使用するとき。 5割減額</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。 5割減額</p> <p>2 前項に規定する減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に貝塚市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第7条ただし書		
例規番号	平成30年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第7条ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 使用予定期日前7日までに使用しない旨の申出があつたとき。</p> <p>2 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市スポーツ施設使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立ドローン・クリケットフィールド条例 第9条ただし書		
例規番号	平成30年条例第13号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、ドローン・クリケットフィールドに特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 都市整備部 道路整備課

処分の概要	占用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市道路占用条例 第11条		
例規番号	平成12年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及び貝塚市道路占用規則第8条の規定による。 (占用料の免除)</p> <p>第11条 市長は、道路の占用が公共の利益となる場合において必要があると認めるときは、占用者の申請により、占用料の全部又は一部を免除することができる。 (占用料の免除)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により占用料の免除を受けようとする者は、道路占用料免除申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 占用料は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、免除しない。</p> <p>(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道が道路と交差して占用するとき。</p> <p>(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス管の設置のため占用するとき。</p> <p>(3) 道路に出入りするため必要な路端又はのり敷を占用するとき。</p> <p>(4) 街路灯又は防犯灯のため占用するとき。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体が占用するとき。</p> <p>(6) 有線テレビジョン放送施設で難視聴対策を目的とするものその他市長が公益上必要があると認める事業に係る施設の設置のため占用するとき。</p> <p>(7) 電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、水道法(昭和32年法律第177号)、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)又は下水道法(昭和33年法律第79号)の規定に基づき、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込用の電線又は地下埋設管設置のため占用するとき。</p> <p>(8) カーブミラー、掲示板等で、営利目的がなく、かつ、交通安全又は公衆の利便に著しく寄与する物件の設置のため占用するとき。</p> <p>(9) 排水管理設のため占用するとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 都市整備部 道路整備課

処分の概要	占用期間の更新の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市道路占用規則 第6条		
例規番号	平成12年規則第15号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第6条の規定による。 (占用許可の申請)</p> <p>第3条 法第32条の規定による道路の占用(以下「占用」という。)をしようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)様式第5により、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(占用の期間の更新)</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定は、占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合に準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第2条第1項
例規番号	平成25年条例第10号
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区(2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 建築物等の色彩の変更</p> <p>(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)</p> <p>(4) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5) 木竹の伐採</p> <p>(6) 土石の類の採取</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) 都市計画事業の施行として行う行為</p> <p>(2) 国、府若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為</p> <p>(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の高さが15メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの</p> <p>(6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転</p> <p>ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物</p> <p>イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの</p> <p>ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台</p> <p>エ 社寺境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓石その他これらに類するもの</p> <p>オ 祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける観覧場、やぐら、案内又は装飾のための施設その他これらに類するもの</p> <p>カ アからオまでに掲げる工作物以外の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの</p> <p>(7) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの</p>	

外のものの色彩の変更

- (8) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (10) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 本項各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (11) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第8号の宅地の造成等と同程度のもの
- (12) 面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、その高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
 - (ウ) 建築物等の色彩の変更で第7号に該当しないもの
 - (エ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
 - (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - (カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(エ)の宅地の造成等と同程度のもの
 - (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、その高さが1.5メートルを超えるもの
 - ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下に同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
 - エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
 - (オ) 水面の埋立て又は干拓
 - (カ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（農業を営むために行うものを除く。）

3 国、府又は市の機関（公共団体のうち規則で定める者を含む。以下この項において同じ。）

が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、府又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為であって、都市の風致の維持上支障がないものとして規則で定めるもの
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げる行為に類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(許可の基準)

第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

- (1) 建築物等の新築については、次に該当するものであること。
 - ア 建築物(仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。)
 - (ア) 当該建築物の高さが15メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。
 - (イ) 当該建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - (ウ) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあっては1.8メートル、その他の部分である場合にあっては1メートル以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - (エ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - (オ) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該建築物の敷地面積に対する割合が、別表に掲げる割合以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - イ 工作物(仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。)については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - ウ 仮設の建築物等

- (ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
- (イ) 当該建築物等の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- エ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 建築物等の改築については、次に該当するものであること。
- ア 建築物にあつては、当該改築後の建築物の高さが15メートル以下であること。ただし、改築前の建築物の高さが15メートルを超えている場合においては、当該改築前の建築物の高さを超えないこと。
- イ 建築物にあつては当該改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (3) 建築物等の増築については、次に該当するものであること。
- ア 建築物(仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。)
- (ア) 当該増築部分の高さが15メートル以下であること。第1号ア(ア)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (イ) 当該増築後の建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。第1号ア(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては1.8メートル、その他の部分である場合にあつては1メートル以上であること。第1号ア(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- (エ) 当該増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- イ 工作物(仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。)については、当該増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- ウ 仮設の建築物等
- (ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
- (イ) 当該増築後の建築物等の規模及び形態が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- エ 地下に設ける建築物等については、当該増築後の建築物等の位置及び規模が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (4) 建築物等の移転については、次に該当するものであること。
- ア 建築物にあつては、当該移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離については、その境界線が道路に接する部分である場合にあつては1.8メートル、その他の部分である場合にあつては1メートル以上であること。第1号ア(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- イ 建築物にあつては当該移転後の建築物の位置が、工作物にあつては当該移転後の工作物の位置が、当該移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる土地及

びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(6) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の当該宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が別表に掲げる割合以上であること。第1号ア(オ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

イ 当該宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、ア及びイのほか、次に該当するものであること。

(ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。

(イ) 面積が10ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ、市長が指定したものの伐採を伴わないこと。

エ 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、ア及びイに該当するものであるほか、適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うものであること等により当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものであること。

ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋もどし又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないものであること。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

3 昭和45年6月14日以前に新築された建築物(地下に設ける建築物を除く。)の建替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて、第1項第1号ア(イ)、(ウ)及び(オ)の基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。

(1) 当該建築物の敷地の面積が100平方メートル以下であること。

(2) 当該建替え前の建築物及び当該建替え後の建築物が住宅の用途に供するものである

こと。

- (3) 当該建替え後の建築物の建ぺい率が、当該建替え前の建築物の建ぺい率を超えないものであること。
- (4) 当該建替え前の建築物に居住する者が当該建替え後の建築物に引き続き居住するために行うものであること。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第20条第1項及び第3項(第43条において準用する場合及び第45条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
【基準】			
第20条及び第21条の規定による。 (行為の制限)			
第20条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。			
(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。			
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。			
(3) 興行を行うこと。			
(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。			
(1) 申請者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名並びに事務所の所在地及び電話番号とする。以下同じ。)			
(2) 行為の目的			
(3) 行為の内容			
(4) 行為の期間			
(5) 行為を行う場所			
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項			
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。			
4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障をおよぼさないもので、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。			
5 市長は、前項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付けることができる。 (許可の特例)			
第21条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>貝塚市都市公園条例 第37条(第43条において準用する場合を含む。)</p>
<p>例規番号</p>	<p>平成25年条例第9号</p>
<p>【基準】</p> <p>第37条及び貝塚市都市公園条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第37条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第37条の規定による使用料の減免は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 市長は、次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるときは、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下この条において「法」という。)第5条第1項又は条例第20条第1項の許可に係る使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>ア 国又は地方公共団体その他の公共団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。</p> <p>イ 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期使用させるとき。</p> <p>ウ 市内に所在する官公署、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育団体及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う団体が公用若しくは公益のための事業又は第1条に定める目的に沿った事業を行うために使用するとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。</p> <p>(2) 前号の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 前号ア、ウ又はエに該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>イ 前号イに該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。</p> <p>ウ 前号ア、ウ又はエに該当する場合のうち、アに該当する使用以外の使用については、使用料を10分の5に減額することができる。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合によることが著しく不相当であると認めるときは、別に定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p> <p>(3) 市長は、次のアからキまでのいずれかに該当すると認めるときは、法第6条第1項又は第3項の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、水道法(昭和32年法律第177号)、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)又は下水道法(昭和33年法律第79号)の規定に基づき、ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込用の電線又は地下埋設管設置のため占用するとき。</p> <p>イ 街路灯又は防犯灯のため占用するとき。</p> <p>ウ 国又は地方公共団体が占用するとき。</p> <p>エ 有線テレビジョン放送施設で難視聴対策を目的とするものその他市長が公益上必要があると認める事業に係る施設の設置のため占用するとき。</p>	

オ カーブミラー、掲示板等で、営利目的がなく、かつ、交通安全又は公衆の利便に著しく寄与する物件の設置のため占有するとき。

カ 排水管理設のため占有するとき。

キ アからカまでに掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき占有させるとき。

- 2 前項第1号又は第3号に規定する使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市都市公園条例 第38条ただし書(第43条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成25年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第38条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第38条 徴収した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第4条第1項		
例規番号	平成24年条例第16号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用許可) 第4条 シェルシアターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の使用許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第7条		
例規番号	平成24年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及びシェルシアター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 貝塚市の執行機関及び貝塚市議会が使用するとき。 全額</p> <p>(2) 市内に所在する官公署、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育団体及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う団体が公用若しくは公益のための事業又は条例第1条に定める目的に沿った事業を行うために使用するとき。 全額</p> <p>(3) 主として本市に居住し、在勤し、又は在学する者により構成されている団体で社会福祉、教育、学術又は文化に関して継続的な活動を行っているものが、住民の教養の向上、情操の純化、生活文化の振興又は社会福祉の増進を図ることを目的とした活動に使用するとき。 全額</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき。 半額</p> <p>2 シェルシアターの使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、シェルシアター使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第8条ただし書		
例規番号	平成24年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及びシェルシアター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはその全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第8条 条例第8条ただし書に規定する市長が特に必要があると認める場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰すことのできない事由がある場合において、市長が、使用料を返還することが適当であると認めるとき。</p> <p>(2) 使用予定期日前2日までに使用しない旨の申し出を行ったとき。</p> <p>2 条例第8条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、シェルシアター使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	シェルシアター条例 第10条ただし書		
例規番号	平成24年条例第16号		
【基準】 第10条の規定による。 (特別の設備) 第10条 使用者は、シェルシアターに特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画二色南町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第9条		
例規番号	平成7年条例第41号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第9条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、第4条から前条までの規定は適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画東山丘陵地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第9条		
例規番号	平成8年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第9条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、第4条から前条までの規定は適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 70

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画三ツ松地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例 第10条		
例規番号	平成20年条例第24号		
【基準】 第10条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例) 第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの については、その許可の範囲内で、第4条から第7条までの規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第11条		
例規番号	平成23年条例第21号		
【基準】 第11条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例) 第11条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で、第4条から第8条までの規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 76

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR和泉橋本駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第11条		
例規番号	令和2年条例第36号		
【基準】 第11条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例) 第11条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で、第4条から第7条まで及び第9条の規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	南部大阪都市計画JR東貝塚駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第8条		
例規番号	平成30年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第8条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で、第4条から前条までの規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 都市整備部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南部大阪都市計画せんごくの杜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成31年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例)</p> <p>第7条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で、前3条の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	入居の決定及び承認		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第8条第1項及び第3項		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第8条の規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第3条 市営住宅の入居者は、法第23条及び第24条に定めるもののほか、次の条件を具備する者で、市長の承認を受けた者でなければならない。この場合において、法第23条第1号イに規定する条例で定める金額は259,000円とし、同号ロに規定する条例で定める金額は158,000円とする。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、貝塚市営福祉世帯向け募集及び貝塚市営老人向け住宅募集により入居した者を除く。</p> <p>(2) 独立の生計を営む者で家賃及び敷金を支払う能力があること。</p> <p>(3) 市内に居住する者又は市内に勤務場所を有する者であること。</p> <p>(4) 市長が適当であると認める保証人があること。</p> <p>(5) 過去に市営住宅において、不正な使用をしたことがないこと。</p> <p>(6) 前各号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者</p> <p>(入居手続)</p> <p>第8条 市長は、入居者を決定したときは、速やかに、その旨を入居決定者に通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による通知を受けた入居決定者は、通知のあった日から7日以内に、第19条に規定する敷金を納付するとともに、規則で定めるところにより、保証人の連署した証書を市長に提出し、入居の承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項に規定する保証人の連署を必要としないことができる。</p> <p>5 市長は、やむを得ない事由があると認める場合は、第3項に規定する期間を延長することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	家賃等の減免及び徴収猶予		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第20条(第23条第2項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成9年条例第27号		
【基準】			
第20条の規定による。 (家賃等の減免及び徴収猶予)			
第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃及び敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。			
(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。			
(2) 入居者又は同居者が失職、病気その他やむを得ない事由により著しく生活が困難な状態にあるとき。			
(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	駐車場の使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第33条第2項		
例規番号	平成9年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第33条の規定による。 (駐車場の使用料)</p> <p>第33条 市営住宅の敷地の一部を駐車場として使用させるときの使用料は、償却費、維持管理費等を基準として、近隣の駐車場料金等を勘案し、市長が別に定める。</p> <p>2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 都市整備部 建築住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可		
例規名 根拠条項	貝塚市営住宅条例 第36条		
例規番号	平成9年条例第27号		
【基準】 第36条の規定による。 (社会福祉法人等に対する使用許可) 第36条 法第45条第1項に規定する社会福祉法人等は、市長の許可を受けて、公営住宅(借上げによる住宅を除く。)を使用することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成16年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (行為の許可)</p> <p>第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、災害時における維持補修その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地を占有すること。 (2) 法定外公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (3) 法定外公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。</p> <p>2 市長は、前項各号の行為により法定外公共物の維持管理に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付し、同項の許可(以下「占有許可」という。)を与えることができる。</p> <p>3 第1項ただし書の規定により同項各号に掲げる行為を行った者は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	許可期間の更新		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第5条第2項		
例規番号	平成16年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の期間)</p> <p>第5条 占用許可の期間は、5年以内とする。</p> <p>2 前項の許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	占用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市法定外公共物管理条例 第7条
例 規 番 号	平成16年条例第27号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市法定外公共物管理条例施行規則第7条の規定による。 (占用料の免除)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 法定外公共物を公用又は公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 公益上その他の理由により、前条に規定する占用料を徴収することが不適當であると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条各号の規定により占用料の免除を受けようとする者は、法定外公共物占用料免除申請書(様式第5号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。</p> <p>2 占用料を免除する割合は、条例第7条第1号又は第2号に該当する場合にあっては10割と、同条第3号に該当する場合にあってはその事由に応じ、市長が決定する割合とする。</p> <p>3 条例第7条第2号の規定により占用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する物件を設置する場合</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために使用する物件を設置する場合</p> <p>(3) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込地下埋設管を設置する場合</p> <p>(4) 架空の各戸引込用電線を設置する場合</p> <p>(5) 私設の下水道管(排水管を含む。)を設置する場合</p> <p>(6) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要があると認められる施設を設置する場合</p> <p>(7) 法定外公共物の構造上止むを得ないと認められる出入口として設ける通路(有効幅員が4メートル以下のものに限る。)を設置する場合</p> <p>(8) 街路灯又は防犯灯(公衆の利便に寄与するものに限る。)を設置する場合</p> <p>(9) カーブミラー、掲示板等(営利目的を有せず、かつ、交通安全又は公衆の利便に寄与するものに限る。)を設置する場合</p> <p>(10) 市が管理する街路灯、標識又はカーブミラーを占用許可に係る工作物その他の物件に無償で添加させる場合</p> <p>(11) 有線テレビジョン放送施設で難視聴対策を目的とするものに係る施設を設置する場合</p> <p>(12) 自治会等の公共的団体による公共の利便を目的とする物件を設置する場合</p>	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 都市整備部 用地課

処分の概要	許可事項の変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市法定外公共物管理条例 第11条		
例規番号	平成16年条例第27号		
【基準】 第11条の規定による。 (許可事項の変更) 第11条 占用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	昭和35年条例第413号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市国民健康保険に関する規則第9条の規定による。 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条各号のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、これに規則で定める額を加算して支給するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、出産育児一時金の加算支給は、同一の出産につき、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(出産育児一時金の加算額)</p> <p>第6条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める額は、12,000円とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 106

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	昭和35年条例第413号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対し、葬祭費として、50,000円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	精神・結核医療給付金の支給		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第8条第1項		
例規番号	昭和35年条例第413号		
【基準】	<p>第8条の規定による。 (精神・結核医療給付金)</p> <p>第8条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条において「障害者総合支援法」という。)第58条第1項に規定する指定自立支援医療であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療</p> <p>(2) 結核の医療であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条又は第37条の2に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者総合支援法の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が保険医療機関又は保険薬局に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、当該世帯主に代えて当該保険医療機関又は保険薬局に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払を行ったときは、当該世帯主に対し精神・結核医療給付金の支給があったものとみなす。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第24条第1項		
例規番号	昭和35年条例第413号		
【基準】			
第24条の規定による。 (徴収猶予)			
第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期限を限って徴収猶予することができる。			
(1) 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。			
(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。			
(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。			
(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。			
2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。			
(1) 氏名、住所及び個人番号			
(2) 納期限及び保険料の額			
(3) 徴収猶予を必要とする理由			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	貝塚市国民健康保険条例 第25条第1項
例規番号	昭和35年条例第413号
<p>【基準】</p> <p>第25条、貝塚市国民健康保険に関する規則第19条及び第20条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、その申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(3) その他特別の理由のある者</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限まで(市長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。)に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>4 市長は、保険料の減免の理由が消滅したと認めるときは、前項の規定による申告の有無にかかわらず、保険料の減免を取り消し、又はその内容を変更することができる。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第19条 条例第25条の規定による保険料の減免については、次条に定めるもののほか、統一基</p>	

準に定めるところによる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 115

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	貝塚市介護保険条例 第17条第1項		
例規番号	平成12年条例第19号		
【基準】			
第17条の規定による。 (保険料の徴収猶予)			
第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。			
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。			
(2) 主たる生計維持者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。			
(3) 主たる生計維持者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。			
(4) 主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。			
(5) 第1号被保険者が法第63条の規定による保険給付の制限を受けていること。			
(6) 前各号に掲げるもののほか、その属する世帯の収入その他の事情により、生計の維持が著しく困難であること。			
2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。			
(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)			
(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の特別徴収(法第131条に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月			
(3) 徴収猶予を必要とする理由			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	貝塚市介護保険条例 第18条第1項
例規番号	平成12年条例第19号
<p>【基準】</p> <p>第18条及び貝塚市介護保険の実施に関する規則第56条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第18条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の特別徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第56条 条例第18条の規定による保険料の減免は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 条例第17条第1項第1号に該当する者については、災害等による損害の程度及び主たる生計維持者の前年中の合計所得金額に応じ、当該第1号被保険者の条例第9条第1項各号に掲げる区分により、それぞれ別表第3のとおりとする。</p> <p>(2) 条例第17条第1項第2号から第4号までに該当する者については、当該主たる生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が、前年中の給与所得等の合計金額の2分の1以下に減少する場合に、当該主たる生計維持者の前年中の合計所得金額に応じ、当該第1号被保険者の条例第9条第1項各号に掲げる区分により、それぞれ別表第4のとおりとする。</p> <p>(3) 条例第17条第1項第5号に該当する者については、その者の保険給付の制限を受ける期間その他の事情を考慮して、市長が減免割合を定めるものとする。</p> <p>(4) 条例第17条第1項第6号に該当する者については、次のアからオまでの全てに該当する場合に限り、当該第1号被保険者の保険料の額から、その者につき条例第9条第2項に定める保険料率により算定した場合の保険料の額を控除して得た額に相当する金額を減額するものとする。</p> <p>ア 条例第9条第1項第2号及び第3号に掲げる区分に該当する第1号被保険者であること。 イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の前年(当該年度の初日の属する年の前年をいう。)中の収入金額(障害年金、遺族年金、失業給付等の非課税収入を含む全ての収入金額をいう。)の合計額が、当該世帯の人数に応じそれぞれ次に定める金額以下で</p>	

あること。

世帯の人数	前年中の合計収入額
1人世帯	1,200,000円
2人世帯	1,660,000円
3人以上の世帯	1,660,000円に、世帯の人数から2を減じた数を460,000円に乗じて得た額を加算した額

ウ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が処分又は活用可能な資産を保有していないこと。

エ 親族又はこれに類する者により、扶養その他の当該第1号被保険者の生計維持に必要な援助を受けていないこと。

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による措置その他の当該第1号被保険者の生計維持に必要な公の支援を受けていないこと。

- 2 減免の額は、前項の規定により年額をもって算定し、当該減免を行う納付義務者に条例第18条第2項の規定に基づく申請期限が到来済の納期限若しくは特別徴収対象年金給付の支払に係る月の保険料の額(以下この項において「納期到来済保険料額」という。)又は未到来納期限に係る納付済の保険料の額(以下この項において「納付済保険料額」という。)がある場合は、当該納付義務者に係る減免前の年額保険料の額から当該納期到来済保険料額及び納付済保険料額を控除した額を限度とする。ただし、当該減免を行うことにより第49条の規定による徴収方法の変更がなされることとなる特別徴収対象被保険者であつて市長が必要があると認めるものについては、当該減免の申請のあった日以後普通徴収される者とみなして、この項の規定を適用し、当該特別徴収対象被保険者に既に特別徴収された保険料の額があることにより納付済保険料額があるときは、当該納付済保険料額は減免の額の限度の算定において控除しないものとする。
- 3 条例第18条第2項の申請書は、「介護保険料減免申請書」(様式第64号)とする。
- 4 市長は、前項の申請書の提出を受け、減免することを決定したときは、「介護保険料減免承認通知書」(様式第65号)により当該納付義務者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の申請書の提出を受け、減免しないことを決定したときは、その旨及びその理由を当該申請に係る納付義務者に通知しなければならない。
- 6 納付義務者が条例第18条第2項の規定により行った減免申請について、第1項各号の規定のうち、2以上の規定を適用すべきこととなる場合は、減免額が最も多額となる規定のみを適用する。
- 7 市長は、第4項の規定による減免の決定を取り消すときは、「介護保険料減免取消通知書」(様式第66号)により、当該取消しに係る納付義務者に通知するものとする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 健康福祉部 保険年金課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例規番号	平成20年条例第13号		
【基準】			
<p>第6条及び貝塚市後期高齢者医療に関する条例施行規則第8条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、納入者が納入金の納付期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第8条 条例第6条第3項の規定により延滞金の減免を受けられる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第17条により保険料の徴収猶予の承認を受けた者</p> <p>(2) 保険料の滞納処分の執行の停止措置を受けた者</p> <p>(3) 前各号のほか、市長が特別の事由があると認める者</p> <p>2 申請によらず延滞金を減免できるもののほか、延滞金の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者(以下「納付義務者」という。)は、「延滞金減免申請書」(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 健康福祉部 健康推進課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立休日急患診療所条例 第5条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
【基準】			
第5条及び貝塚市立休日急患診療所条例施行規則第5条の規定による。 (使用料等の減免)			
第5条 市長が特に必要と認めるときは、前2条の使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。			
(使用料等の減免)			
第5条 条例第5条の規定による使用料等の減免は、次の各号の一に該当する者のうち、市長が特に必要と認める者に対し、これを行う。			
(1) 災害等により生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者			
(2) その他特別の事由があると認められる者			
2 前項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は事前に、又は診療終了後すみやかに使用料等減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	費用の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則 第3条		
例規番号	平成25年規則第21号		
【基準】 第3条の規定による。 (減免) 第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、徴収金を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第2条		
例規番号	昭和28年条例第247号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び貝塚市墓地条例施行規則第4条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第2条 墓地を使用しようとする者は、使用しようとする場所を定めて市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第4条 墓地の使用は、1世帯につき1区に限り許可するものとする。</p> <p>2 同一の場所につき、同時に2以上の申込みがあつた場合においては、くじにより定めた者に許可するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第4条ただし書		
例規番号	昭和28年条例第247号		
【基準】			
第4条及び貝塚市墓地条例施行規則第6条の規定による。			
第4条 既納の使用料は還付しない。但し、市長において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
(使用料の還付)			
第6条 条例第3条の規定により徴収した使用料は、次に掲げる場合に限り還付するものとする。			
(1) 墓地の使用前に、その必要がなくなつたとき			
(2) 前号の外、市長において特別の事由があると認めたとき			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第5条		
例規番号	昭和28年条例第247号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 公費による扶助を受け若しくは貧困のため使用料を納付する資力がないと認められた者には、市長において減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用権の承継の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第6条第2項		
例規番号	昭和28年条例第247号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用権の承継) 第6条 墓地の使用権は、次の各号の一に該当する場合のほか他に売買又は譲与することができない。 (1) 相続があつたとき (2) 使用権者から埋葬又は埋蔵されてある者の相続人並びに親族に譲渡するとき 2 前項第2号の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	工作等の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市墓地条例 第10条		
例規番号	昭和28年条例第247号		
【基準】 第10条の規定による。 (区画表示等) 第10条 墓地に石垣その他工作をし、又は植樹をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第8条第1項		
例規番号	平成4年条例第11号		
【基準】	<p>第6条、第6条の2、第8条及び貝塚市公園墓地条例施行規則第3条から第4条の2までの規定による。</p> <p>(使用の資格)</p> <p>第6条 墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する世帯主でなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか市長が特別の理由があると認めるときは、使用を許可することができる。</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、本市に住所を有しない者に対して、この条例に規定する墓地の使用を許可することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第8条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、墓地の使用を許可したときは当該許可した者(以下「使用者」という。)に墓地使用許可証を交付する。</p> <p>(使用許可の要件)</p> <p>第3条 条例第6条第1項に規定する本市に住所を有するとは、本市に継続して居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による記録が行われていることとする。</p> <p>(資格の特例)</p> <p>第4条 条例第6条第2項に規定する特別の理由として認めることができる場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第15条第1項及び第19条第3項による承継者</p> <p>(2) その他市長が特に必要があると認めるもの</p> <p>(本市に住所を有しない者に対する供用)</p> <p>第4条の2 市長は、条例第6条の2の規定に基づき、本市に住所を有しない者に対して1,200区画の墓地の使用を許可することができる。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	臨時使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第11条		
例規番号	平成4年条例第11号		
【基準】 第11条の規定による。 (臨時使用の許可) 第11条 墓地の使用に伴う工事その他の理由により、墓地内の場所を臨時使用しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料等の返還承認		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第14条ただし書		
例規番号	平成4年条例第11号		
【基準】 第14条の規定による。 (使用料等の返還) 第14条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、第16条の規定により使用者が墓地を返還した場合又は第17条第1項の規定により使用許可を取り消した場合には、既納の使用料の額に、使用許可後の年数に応じて別表第1に規定する割合を乗じて得た額を返還するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用権の承継の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例 第15条第2項		
例規番号	平成4年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (使用権の承継)</p> <p>第15条 墓地の使用権は、使用者の相続人又はその親族のうち祭祀を主宰すべき者が承継する場合のほか、これを移転することができない。</p> <p>2 前項の規定により使用権を承継使用しようとする者は、原因発生後速やかに市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用許可証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市公園墓地条例施行規則 第8条		
例規番号	平成4年規則第6号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用許可証の再交付) 第8条 使用者は、使用許可証を紛失し、又は汚損した場合は、速やかに貝塚市公園墓地使用許可証再交付申請書(様式第4号)に住民票の写しを添えて市長に提出し、使用許可証の再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例 第3条		
例規番号	令和3年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び貝塚市東浄苑条例施行規則第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第3条 墓地の使用は、1世帯につき1区画に限り許可するものとする。</p> <p>2 同一の区画に同時に2以上の申請がある場合には、くじにより定めた者に墓地の使用を許可するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例 第5条ただし書		
例規番号	令和3年条例第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料の還付) 第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用権の承継の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例 第7条第2項		
例規番号	令和3年条例第9号		
【基準】			
第7条の規定による。 (使用権の承継)			
第7条 墓地の使用権は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、他人に売買し、又は譲渡することができない。			
(1) 相続があったとき。			
(2) 使用者から埋葬又は埋蔵がされている者の相続人又は親族に譲渡するとき。			
2 前項第2号の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	工作等の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例 第11条		
例規番号	令和3年条例第9号		
【基準】 第11条の規定による。 (工作等の許可) 第11条 墓地に墓石の設置その他の工作をし、又は植樹をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市東浄苑条例施行規則 第5条		
例規番号	令和3年規則第11号		
【基準】 第5条の規定による。 (許可証の再交付) 第5条 墓地を使用する者(以下「使用者」という。)は、許可証を紛失し、又は汚損した場合は、速やかに貝塚市東浄苑使用許可証再交付申請書(様式第3号)に住民票の写しを添えて市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	葬儀の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市営葬儀条例 第2条		
例規番号	昭和27年条例第220号		
【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (申込) 第2条 葬儀を行おうとする者は、市長に申込みをし、承認を受けなければならない。 (対象者) 第3条 葬儀の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本市において葬儀を行おうとする者 (2) 市長が特に認めた者			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市営葬儀条例 第6条ただし書		
例規番号	昭和27年条例第220号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の納付) 第6条 使用料は、葬儀執行の翌日までに納付しなければならない。既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認める場合、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 市民生活部 市民課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市営葬儀条例 第7条		
例規番号	昭和27年条例第220号		
【基準】			
第7条及び貝塚市営葬儀条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免)			
第7条 市長は、生活困窮その他の事由により必要があると認める場合は、使用料の額を減額し、又は免除することができる。			
(減免)			
第8条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市営葬儀使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
2 前項の規定による申請をすることができる者は、条例別表に規定する3号の葬儀執行者に限る。			
3 第1項の規定による申請により許可を受けた者については、所定の使用料の2分の1を減額するものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例 第20条		
例規番号	平成5年条例第18号		
【基準】 第20条の規定による。 (手数料の減免) 第20条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	変更の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 第5条		
例規番号	平成17年規則第13号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (変更の承認)</p> <p>第5条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、当該指定に係る事業の範囲、再生活用の目的又は事業の用に供する施設に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ一般廃棄物再生利用業指定変更承認申請書(様式第3号)に指定証及び市長が必要があると認める書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の承認について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	指定証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 第8条		
例規番号	平成17年規則第13号		
【基準】 第8条の規定による。 (指定証の再交付の申請) 第8条 指定業者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書(様式第5号)により市長に指定証の再交付を申請することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 市民生活部 廃棄物対策課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	貝塚市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則 第9条		
例規番号	平成17年規則第13号		
【基準】 第9条の規定による。 (指定の更新) 第9条 指定業者は、当該指定に付された期間の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行おうとするときは、当該期間の満了する日の3月前から当該期間の満了する日の1月前までの間に、一般廃棄物再生利用業指定申請書により市長に申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市民文化会館条例 第11条第1項及び第3項		
例 規 番 号	平成4年条例第32号		
【基準】			
第11条の規定による。 (利用の許可等)			
第11条 コスモシアターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。			
2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。			
(2) 施設、附属設備その他備品等(以下「施設等」という。)を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。			
(3) その他コスモシアターの管理上支障があると認められるとき。			
3 前項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。			
4 指定管理者は、利用を許可する場合において管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	附属設備の利用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市民文化会館条例 第16条第1項		
例規番号	平成4年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。 (附属設備の利用)</p> <p>第16条 利用者が附属設備を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に定める附属設備の利用の許可を受けた利用者は、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を納付しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市民文化会館条例 第19条第1項		
例規番号	平成4年条例第32号		
【基準】			
第19条の規定による。 (特別の設備)			
第19条 利用者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けて特別の設備を設置することができる。			
2 指定管理者は、コスモシアターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。			
3 前2項の規定により特別の設備を設けたときは、利用期間内に撤去し、原状に復さなければならない。この場合において要することとなる費用は、利用者が負担しなければならない。			
4 指定管理者は、利用者が前2項の義務を履行しないときは、利用者に代わって執行し、その費用を利用者から徴収することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 市民生活部 ひと・ふれあいセンター

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市ひと・ふれあいセンター条例 第4条第1項		
例規番号	平成14年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の使用を許可する場合において、管理運営上必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 市民生活部 ひと・ふれあいセンター

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市ひと・ふれあいセンター条例 第6条第1項		
例規番号	平成14年条例第19号		
【基準】 第6条の規定による。 (特別の設備) 第6条 使用者は、市長の許可を受けてセンターに特別の設備をすることができる。 2 使用者は、前項の設備をしたときは、使用后直ちに原状に復さなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第4条		
例規番号	昭和55年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 福祉センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は付属設備を汚損、破損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理上支障があると認められるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第7条第2項		
例規番号	昭和55年条例第17号		
【基準】			
<p>第7条及び貝塚市立福祉センター条例施行規則第8条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 福祉センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、条例第7条第2項の規定に基づき、次の各号に定める区分により使用料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 市議会、市の執行機関、市内に所在する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う団体及び市長が公益上必要と認める団体が使用するとき。 全額免除</p> <p>(2) 市内に所在する官公庁及び前号以外の団体が公用又は公益のため使用するとき。 5割減額</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、福祉センター施設使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	昭和55年条例第17号		
【基準】			
<p>第7条及び貝塚市立福祉センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 福祉センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める額の 使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額又は免除する ことができる。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部 又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその 額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他の不可抗力によつて使用できなくなつた場合 全額</p> <p>(2) 使用者が使用予定期日前2日までに使用を取り消した場合 既納使用料の5割に相当 する額</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、福祉センター施設使用料還付申請 書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立福祉センター条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和55年条例第17号		
【基準】 第8条の規定による。 (特別の設備) 第8条 使用者は、福祉センターに特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立東共同浴場条例 第3条第1項		
例規番号	平成28年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 浴場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、浴場の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他備品等(以下「施設等」という。)を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その他浴場の管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 健康福祉部 福祉総務課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立東共同浴場条例 第6条ただし書		
例規番号	平成28年条例第16号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の返還) 第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、天災地変その他市長が特に必要があると認める事由により施設等を使用できない状況が生じたときは、使用料を返還することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第6条		
例規番号	昭和28年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は附属物を破損するおそれがあるとき。 (3) 法第23条の規定に準ずる行為をするおそれがあるとき。 (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第9条(第10条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和28年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び貝塚市立公民館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の免除)</p> <p>第9条 市長が必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条(条例第10条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。</p> <p>(4) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が法第20条の目的に沿った活動のために使用するとき。</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ貝塚市立公民館使用許可兼使用料免除申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>規則第9条第1項第5号の「その他市長が必要があると認めるとき。」とは、法第20条の目的に沿った活動のために公民館を使用する者が、附属設備を使用するとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市立公民館条例 第10条ただし書(第10条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和28年条例第252号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用しなかつたとき。</p> <p>(2) 第7条第3号の規定により教育委員会が使用したとき。</p> <p>(3) 使用期日前3日までに使用の取消しを申し出て教育委員会の承認を受けたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	附属設備の使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例 第10条の2第1項		
例規番号	昭和28年条例第252号		
【基準】 第10条の2の規定による。 (附属設備の使用) 第10条の2 教育委員会は、使用者から特に申し出があつたときは、附属設備の使用を許可することができる。 2 附属設備を使用した場合の使用料は、別に定める。 3 前2条の規定は、附属設備を使用した場合の使用料に準用する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

担当部署: 教育委員会事務局 中央公民館

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立公民館条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	昭和28年教育委員会規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (特別の設備)</p> <p>第10条 使用者は、館長の許可を得て特別の設備をすることができる。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする場合は、第6条第1項の申請と同時に行わなければならない。</p> <p>3 館長は、使用者に対して必要な設備をさせることができる。</p> <p>4 使用者は、第1項及び第3項に規定する設備をしたときは、使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。</p> <p>5 使用者が前項に規定する責務を履行しないときは、館長が使用者に代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	会議室の使用許可		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例 第4条第1項		
例規番号	昭和63年条例第33号		
【基準】			
第4条及び貝塚市民図書館条例施行規則第21条の規定による。 (会議室の使用許可)			
第4条 会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。			
2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことがある。			
(1) 物品の販売その他営利を目的とするとき。			
(2) 特に認める場合のほか、本市の区域外の団体が使用するとき。			
(3) この条例又は規則に違反したとき。			
(4) 管理運営上支障があるとき。			
(会議室の使用目的)			
第21条 委員会は、図書館事業の振興に資する読書会、読書講演会、研修会等の活動のほか、特に必要があると認めるときは、会議室の使用を許可するものとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	かしだしカードの交付		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	平成元年教育委員会規則第1号		
【基準】			
第8条、第10条、第11条及び貝塚市民図書館条例第3条の規定による。 (個人貸出の資格)			
第8条 条例第3条に規定する規則で定める個人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
(1) 市内に居住する者			
(2) 市内に職場を有する者			
(3) 市内の学校に通学する者			
(4) その他館長が必要があると認める者 (かしだしカード)			
第10条 かしだしカードの交付を受けようとする者は、第8条に規定する資格を証明する書類等を貸出申込書(様式第2号)とともに館長に提出しなければならない。			
2 かしだしカードの有効期限は、交付の日から3年間とする。			
3 第8条に規定する資格を喪失した者は、速やかにかしだしカードを返却しなければならない。			
4 かしだしカードを紛失したときは、速やかにその旨を届け出るとともに、再交付の手続をしなければならない。			
5 第2項の有効期限は、更新することができる。この場合において、更新後の有効期限は、更新の日から3年間とする。 (団体貸出の資格)			
第11条 条例第3条に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。			
(1) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校			
(2) 市内の地域団体、職域団体及び読書団体			
(3) その他館長が適当と認めた団体 (貸出の資格)			
第3条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、市内に居住する者、市内の学校その他の規則で定める個人又は団体とする。			
標準処理期間	1日(ただし、公民館貸出は7日、移動図書館貸出は30日)		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 教育委員会事務局 図書館

処分の概要	図書館資料の複写の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市民図書館条例施行規則 第23条		
例規番号	平成元年教育委員会規則第1号		
【基準】			
第23条及び第24条の規定による。 (複写の交付手続)			
第23条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第6号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。 (複写の制限)			
第24条 複写を許可しない図書館資料は、次のとおりとする。			
(1) 寄託資料で、その条件として複写を禁止しているもの			
(2) その他特に館長が指定する図書館資料			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第4条		
例規番号	昭和37年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第4条 センターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。変更しようとするときもまた同様とする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第7条		
例規番号	昭和37年条例第2号		
【基準】			
第7条及び貝塚市立青少年センター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の免除)			
第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。			
(使用料の免除)			
第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定により使用料を免除することができる。			
(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。			
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。			
(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。			
(4) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用するとき。			
(5) その他市長が必要があると認めるとき。			
2 前項に規定する免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ貝塚市立青少年センター施設使用許可兼使用料免除申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和37年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市立青少年センター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第6条 市長は、施設の使用の許可を受けた者が施設を使用しなかつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部を返還する。</p> <p>(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を返還することが適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 使用予定期日前2日までに施設を使用しない旨の申出があつたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、貝塚市立青少年センター施設使用料返還請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年センター条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和37年条例第2号		
【基準】 第10条の規定による。 (特別の設備) 第10条 使用者は、施設に特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例 第3条第1項		
例規番号	平成28年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 野外広場を使用しようとする者は、あらかじめ貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。</p> <p>2 委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他備品等(以下「施設等」という。)を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 興業又はこれに類する料金等を徴する行事のとき。</p> <p>(4) その他野外広場の管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例 第6条ただし書		
例規番号	平成28年条例第34号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市立青少年野外広場条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第6条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 使用予定期日前2日までに使用しない旨の申出があつたとき。</p> <p>2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市立青少年野外広場使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市立青少年野外広場条例 第7条		
例 規 番 号	平成28年条例第34号		
【基準】			
<p>第7条及び貝塚市立青少年野外広場条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の免除)</p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定により使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。</p> <p>(4) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用するとき。</p> <p>(5) 官公署及び市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が自らの事業を行うために使用するとき。</p> <p>(6) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 条例第7条の規定により使用料の免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ貝塚市立青少年野外広場使用許可兼使用料免除申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 教育委員会事務局 青少年教育課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立青少年野外広場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成28年条例第34号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、野外広場に特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第5条		
例規番号	平成4年条例第13号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用許可) 第5条 善兵衛ランドを使用しようとする者は、あらかじめ貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第8条		
例規番号	平成4年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市立善兵衛ランド条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の事由があると認める場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。</p> <p>(4) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用するとき。</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ貝塚市立善兵衛ランド使用料免除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第9条ただし書		
例規番号	平成4年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び貝塚市立善兵衛ランド条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書に規定する市長が特に必要と認める場合とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰すことのできない事由により使用しなかった場合 (2) 使用予定期日前2日までに、使用しない旨の申出を行ったとき。</p> <p>2 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、貝塚市立善兵衛ランド使用料返還請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立善兵衛ランド条例 第11条ただし書		
例規番号	平成4年条例第13号		
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者は、特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市営プール条例 第2条		
例規番号	昭和36年条例第463号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 プールを使用しようとする者は、貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) プールの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) その他委員会が必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市営プール条例 第6条		
例規番号	昭和36年条例第463号		
【基準】			
第6条及び貝塚市営プール条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免)			
第6条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
(使用料の減免)			
第7条 市長は、条例第6条の規定に基づき、次の各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。			
(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。 全額免除			
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。 全額免除			
(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。 全額免除			
(4) 官公署及び市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が自らの事業を行うために使用するとき。 5割減額			
(5) その他市長が必要があると認めるとき。 5割減額			
2 前項の規定により、使用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、使用期日前10日までに、貝塚市営プール使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市営プール条例 第7条ただし書		
例規番号	昭和36年条例第463号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市営プール条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第7条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用期日前3日までにプールの使用の取消し又は変更の申出があったとき。 (2) 災害その他特別の事由により、プールを使用しなかったとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、貝塚市営プール使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市営プール条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和36年条例第463号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、プールに特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第2条		
例規番号	昭和59年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物又は附属設備若しくは器具等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があるとき。</p> <p>(4) その他必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第7条		
例規番号	昭和59年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市立総合体育館条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、条例第7条の規定に基づき、次の各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。 全額免除</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。 全額免除</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。 全額免除</p> <p>(4) 官公署及び市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が自らの事業を行うために使用するとき。 5割減額</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。 5割減額</p> <p>2 前項に規定する減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に貝塚市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和59年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市立総合体育館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第8条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用することができないとき。 (2) 使用日の7日前までに使用を取り消したとき。</p> <p>2 前項に定める使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市スポーツ施設使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立総合体育館条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和59年条例第17号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、体育館に特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第2条		
例規番号	昭和41年条例第25号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第2条 グラウンドを使用しようとする者は、あらかじめ貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、許可を受けた事項を変更する場合に準用する。 (許可の制限)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、グラウンドの使用を許可しない。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 興行又はこれに類する料金等を徴する行事のとき。 (3) グラウンドの管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第6条ただし書		
例規番号	昭和41年条例第25号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市立グラウンド条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第6条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用することができないとき。 (2) 使用日の7日前までに使用を取り消したとき。 (3) グラウンドの夜間照明を使用した時間が条例別表に定める使用時間の区分に満たないとき。</p> <p>2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市スポーツ施設使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、当該請求書を提出する必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第7条		
例規番号	昭和41年条例第25号		
【基準】			
第7条及び貝塚市立グラウンド条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免)			
第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
(使用料の減免)			
第6条 市長は、条例第7条の規定により、次に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。			
(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。 全額免除			
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。 全額免除			
(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。 全額免除			
(4) 官公署及び市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が自らの事業を行うために使用するとき。 5割減額			
(5) その他市長が必要があると認めるとき。 5割減額			
2 前項の規定は、夜間照明使用料には適用しない。			
3 第1項に規定する減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に貝塚市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立グラウンド条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和41年条例第25号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、グラウンドに特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第5条		
例規番号	平成5年条例第17号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用許可) 第5条 自然遊学館を使用しようとする者は、あらかじめ貝塚市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第8条		
例規番号	平成5年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市立自然遊学館条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の免除)</p> <p>第8条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。</p> <p>(2) 市内に所在する官公署、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う団体が公用若しくは公益のための事業又は条例第1条に定める目的に沿った事業を行うために使用するとき。</p> <p>(3) 主として本市に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。</p> <p>(4) 主として本市に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的に沿った活動のために使用するとき。</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ自然遊学館使用料免除申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成5年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び貝塚市立自然遊学館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはその全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 条例第9条ただし書に規定する市長が特に必要があると認める場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰すことのできない事由がある場合において、市長が、使用料を返還することが適当であると認めるとき。</p> <p>(2) 使用予定期日前2日までに使用しない旨の申し出を行ったとき。</p> <p>2 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、自然遊学館使用料返還請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立自然遊学館条例 第11条ただし書		
例規番号	平成5年条例第17号		
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者は、特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第3条第1項		
例規番号	令和2年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。</p> <p>2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他備品等(以下「施設等」という。)を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 興業又はこれに類する料金等を徴する行事のとき。</p> <p>(4) その他交流センターの管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第6条ただし書		
例規番号	令和2年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市立里山交流センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第6条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認められるとき。</p> <p>(3) 使用予定期日前2日までに使用しない旨の申出があつたとき。</p> <p>2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市立里山交流センター使用料還付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第7条		
例規番号	令和2年条例第9号		
【基準】			
<p>第7条及び貝塚市立里山交流センター条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の免除)</p> <p>第7条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定により使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。</p> <p>(3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。</p> <p>(4) 官公署、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園が自らの事業を行うために使用するとき。</p> <p>(5) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 条例第7条の規定により使用料の免除の措置を受けようとする者は、第4条の規定により使用の許可申請を行う際、同条に規定する申請書にその旨を記入して申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 都市整備部 公園緑地課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立里山交流センター条例 第9条ただし書		
例規番号	令和2年条例第9号		
【基準】 第9条の規定による。 (特別の設備) 第9条 使用者は、交流センターに特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	徴収金の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市児童福祉法施行細則 第8条第1項		
例規番号	昭和62年規則第18号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、徴収金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、徴収金減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	保育の実施の決定		
例規名 根拠条項	貝塚市保育の実施に関する条例施行規則 第4条第2項		
例規番号	平成10年規則第8号		
【基準】	<p>第2条、第4条及び第5条の規定による。 (対象児童)</p> <p>第2条 児童のうち保育所に入所させることができる者は、市長が別に定める保育の実施に係る審査基準(以下「実施基準」という。)を満たす児童であって、生後57日(市長が別に指定する保育所については、生後6月)以上の乳児及び幼児とする。 (入所手続)</p> <p>第4条 児童の保育所への入所を希望する保護者は、保育利用申込書(様式第1号)その他必要な書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申込書等を受理したときは速やかにこれを審査し、保育の実施の当否について決定するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により保育の実施を決定したときは保育所入所承諾書(様式第2号)により、保育を実施しないことを決定したときは保育所入所不承諾書(様式第3号)により、速やかに保育を実施することができないことを決定したときは保育利用調整保留通知書(様式第3号の2)により、保護者に通知するものとする。 (入所の決定)</p> <p>第5条 市長は、保育の実施を決定する場合には、保育を必要とする程度の高い者から順に行うものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療費の助成
例規名 根拠条項	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例 第4条第3項
例規番号	平成5年条例第27号
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条及び貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定による。 (対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に居住地を有する子どもであつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。)、組合員、加入者若しくはこれらの被扶養者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例の規定に基づく医療費の助成を受けることができない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者(その保護を停止されている者を除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、全額公費負担を受けることができる者</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)の規定により医療費の助成を受けることができる者は、この条例の規定に基づく医療費(病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行われる食事の提供たる療養に係るものを除く。)の助成を受けることができない。 (医療費の助成)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養に係る給付を含み、生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者の保護者(対象者が成年に達した場合にあつては、当該対象者又はその保護者。以下この条(次項第3号を除く。))及び第6条において同じ。)が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。</p> <p>(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の保護者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p> <p>(3) 対象者又はその保護者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。</p> <p>(4) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。</p> <p>3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保</p>	

険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、第6条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の方法の特例)

第4条 条例第4条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定により対象者(条例第3条に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が対象者の保護者に現に支給されたとき(食事療養に係る給付を含み、生活療養に係る給付を除く。)

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第4条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 医療機関から交付された領収書又はこれに代わるべき証明書

(2) 食事療養に要した経費につき、その支払をした際に医療機関から交付された領収書又はこれに代わるべき証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療証の交付		
例規名 根拠条項	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例 第6条第2項		
例規番号	平成5年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (医療証の申請)</p> <p>第6条 この条例の適用を受けようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成5年規則第23号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (医療証の再交付)</p> <p>第7条 医療証の交付に係る対象者(以下「受給者」という。)又は受給者の保護者は、当該医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、子ども医療医療証交付申請書(様式第2号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。</p> <p>2 受給者又は受給者の保護者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療費の助成
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 第3条第3項
例規番号	昭和55年条例第13号
<p>【基準】</p> <p>第2条から第3条まで及び貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第10条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に居住地を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童</p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者</p> <p>(3) 貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年貝塚市条例第31号)又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けている者</p> <p>(4) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者又は同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所若しくは入院している者(通所している者を除く。)</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の所得(各年の1月から9月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、</p>	

規則で定める額以上であるとき。

- (2) ひとり親等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。
- 3 第1項において計算される所得の範囲及び所得の額の計算方法については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額未滿となる者は除く。

(医療費の助成)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき(食

事療養又は生活療養に係る給付を除く。)

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要なと認めるとき。

- 2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、受給者がこの市が行う国民健康保険の被保険者であるときは、この限りでない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療証の交付		
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 第4条第2項		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (医療証の申請)</p> <p>第4条 この条例の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療証の更新		
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第12条		
例規番号	昭和55年規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (医療証の更新申請)</p> <p>第12条 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年8月1日から10月14日までの間にひとり親家庭医療証交付(更新)申請書(様式第2号)に前条第1項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、条例第4条第2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 子ども部 子ども福祉課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第1項		
例規番号	昭和55年規則第5号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (医療証の再交付申請)</p> <p>第13条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。</p> <p>2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市幼児教室条例 第4条		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。</p> <p>(利用者)</p> <p>第3条 幼児教室を利用することができる者は、次に掲げる者で市内に居住するものとする。</p> <p>(1) 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた者及び当該通所給付決定に係る障害児(小学校就学の始期に達するまでの者に限る。)</p> <p>(2) 前号に定める者に準ずる者として市長が認める者</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 幼児教室を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、利用の許可の決定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市幼児教室条例 第6条		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び貝塚市幼児教室条例施行規則第8条の規定による。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定により利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 利用者が災害等により利用者負担額を納付することが困難であると認められるとき。 (2) その他市長が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項に規定する減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に貝塚市幼児教室利用者負担額減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	入会の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市留守家庭児童会条例 第3条		
例規番号	平成12年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第2条から第4条までの規定による。 (入会資格)</p> <p>第2条 貝塚市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)に入会することができる児童は、次の各号のすべての要件を満たす児童とする。</p> <p>(1) 本市に居住する者のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校又は特別支援学校の小学部(以下この号において「小学校等」という。)に在籍しているもの又は本市の小学校等に在籍している者</p> <p>(2) 児童の保護者が労働又は疾病その他の事由により、主として児童の下校時から夕刻までの間家庭にいない状態又はこれに類する状態の日が概ね1月(日曜日を除く。)の3分の2以上あり、かつ、その状態が1月以上継続すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者は、児童会に入会することができる。</p> <p>(入会の申請及び許可)</p> <p>第3条 児童会に入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(入会の不許可等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会を許可せず、若しくは入会の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。</p> <p>(1) 児童が第2条に規定する入会資格を有しないとき又は喪失したとき。</p> <p>(2) 保護者が次条に定める留守家庭児童会一部負担金(以下「負担金」という。)を1月以上滞納したとき。</p> <p>(3) その他児童会の管理運営上支障があると市長が認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市留守家庭児童会条例 第5条第4項		
例規番号	平成12年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び貝塚市留守家庭児童会条例施行規則第6条の規定による。 (負担金)</p> <p>第5条 児童会に入会した児童の保護者は、負担金を納付しなければならない。</p> <p>2 負担金の額は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上在会している場合の2人目以降の負担金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2人目 月額3,000円 (2) 3人目以降 月額1,500円</p> <p>3 午後6時以降において開設時間を延長した児童会の学級を利用する場合の負担金(以下「延長利用負担金」という。)の額は、児童1人につき当該利用時間1時間当たり150円とする。この場合において、当該利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。</p> <p>4 市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、延長利用負担金については、この限りではない。</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第6条 市長は、条例第5条第4項の規定に基づき、別表第2に定めるところにより、留守家庭児童会一部負担金(以下「負担金」という。)の額を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	負担金の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市留守家庭児童会条例 第五条第5項ただし書		
例規番号	平成12年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第五条及び貝塚市留守家庭児童会条例施行規則第8条の規定による。 (負担金)</p> <p>第五条 児童会に入会した児童の保護者は、負担金を納付しなければならない。</p> <p>2 負担金の額は、児童1人につき月額6,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上在会している場合の2人目以降の負担金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 2人目 月額3,000円 (2) 3人目以降 月額1,500円</p> <p>3 午後6時以降において開設時間を延長した児童会の学級を利用する場合の負担金(以下「延長利用負担金」という。)の額は、児童1人につき当該利用時間1時間当たり150円とする。この場合において、当該利用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。</p> <p>4 市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金を減額し、又は免除することができる。ただし、延長利用負担金については、この限りではない。</p> <p>5 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(還付)</p> <p>第8条 条例第五条第5項ただし書の規定による負担金の還付は、次に掲げる事由に該当する保護者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 条例第五条第4項の規定により、負担金が減額され、又は免除されるとき。 (2) 退会時において、その翌月分以降の負担金を前もって納付しているとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額等の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 第6条		
例規番号	平成27年条例第13号		
【基準】			
第6条及び貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第4条の規定による。 (利用者負担額等の減免)			
第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額及び延長保育料(以下「利用者負担額等」という。)を減額し、又は免除することができる。			
(減免)			
第4条 市長は、条例第6条の規定に基づき、次の各号に定めるところにより利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。			
(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の施設(以下「特定教育・保育施設等」という。)の休業(教育を行う特定教育・保育施設等における夏季、冬季及び学年末の休業日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)に係るものを除く。以下同じ。)、子どもの疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に施設の利用がない場合 当該月の利用者負担額の全額			
(2) 特定教育・保育施設等の休業、子どもの疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に連続して15日以上特定教育・保育施設等の利用がない場合 当該月の利用者負担額の2分の1に相当する額			
(3) 居住する家屋が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた場合 損害の程度に応じ市長が定める額			
(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により利用者負担額等の支払が著しく困難であると市長が認める場合 困難な程度に応じ市長が定める額			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	入園の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例 第4条		
例規番号	平成28年条例第27号		
【基準】			
第3条、第4条及び第6条の規定による。			
(入園資格)			
第3条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。			
(1) 市内に住所を有する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)			
(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども			
(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども			
(4) その他市長が必要があると認める子ども			
2 前項各号に規定する入園資格を有しなくなった場合は、その資格喪失日が、その月の15日までの日にあっては15日を、16日以後の日にあってはその月の末日をもって退園とする。ただし、小学校就学の始期前1年に達する子どもにあっては、この限りでない。			
(入園の承認)			
第4条 認定こども園に入園しようとする者の保護者は、市長の承認を受けなければならない。			
(入園の不承認等)			
第6条 市長は、次に掲げる場合において、入園を承認せず、又は退園を命ずることができる。			
(1) 定員に余裕がない場合			
(2) 疾病その他の事由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれがある場合			
(3) この条例の規定に違反した場合			
(4) 市長の指示に従わない場合			
(5) その他市長が適当でないと認める場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	保育料及び延長保育料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例 第8条		
例規番号	平成28年条例第27号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (減免) 第8条 市長は、利用者負担条例の定めるところにより、保育料及び延長保育料を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

担当部署: 子ども部 子育て支援課

処分の概要	給食費用の減免	
例規名 根拠条項	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例施行規則 第9条の2第1項	
例規番号	平成28年規則第29号	
<p>【基準】</p> <p>第9条の2の規定による。 (給食費用の減免)</p> <p>第9条の2 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費用を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 貝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年貝塚市規則第13号)第4条から第7条までの規定は、給食費用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第4条	条例第6条	貝塚市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第9条の2第1項
第4条第1号	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の施設(以下「特定教育・保育施設等」という。)	貝塚市立幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)
	教育を行う特定教育・保育施設等	休園を含み、貝塚市立幼保連携型認定こども園条例第3条第1項第1号に掲げる者にあつては、認定こども園
	、冬季及び学年末	及び春季
	、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日	及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
	施設の	認定こども園の
第4条第2号	特定教育・保育施設等	認定こども園
第4条第4号	やむを得ない事由により利用者負担額等の支払が著しく困難である	特に必要がある
	困難な程度に応じ市長	市長
第5条第1項	利用者負担額等減免申請書(様式第2号)に必要な	必要な
	提出しなければ	申請しなければ
第6条	申請書の提出	申請
	利用者負担額等減免決定通知書(様式第3号)により当該	当該
第7条第2項	利用者負担額等減免取消通知書(様式第4号)により当該	当該

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	基準該当事業者の登録		
例規名 根拠条項	貝塚市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則 第4条		
例規番号	平成21年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (基準該当事業者の登録)</p> <p>第4条 市長は、登録申請事業者が、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第107号。以下この条において「府条例」という。)に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準(以下「基準該当障害福祉サービスに関する基準」という。)を満たし、当該基準該当障害福祉サービスに関する基準に従って基準該当障害福祉サービスの事業を継続的に運営することができることを認める場合に基準該当事業者として登録を行うものとする。ただし、登録申請事業者が府条例に規定する指定障害福祉サービスに関する基準を満たし、法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができることを認めるときは、登録しないことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	医療費の助成
例規名 根拠条項	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例 第3条第3項ただし書
例規番号	昭和48年条例第31号
<p>【基準】</p> <p>第2条から第3条まで及び第5条並びに貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するもの</p> <p>(2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が重度であると判定された者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当するもの</p> <p>(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証(以下「特定医療費(指定難病)受給者証」という。)又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証(以下「特定疾患医療受給者証」という。)を所持する者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級第9号に該当する者又はその障害の程度がこれと同程度以上と認められる者</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児であつて、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級第9号に該当するもの</p> <p>(5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者</p>	

- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (4) 貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けることができる者
- 3 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設(大阪府の区域内に所在するものに限る。以下「病院等」という。)(貝塚市の区域内に所在するものを除く。)の所在する場所に住所を変更したと認められる者(同法による被保険者(国民健康保険組合の被保険者を除く。以下同じ。)及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている者(国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。
- 4 特定継続入院等対象者のうち、次に掲げる者は、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、その者が現に貝塚市の区域内に住所を有する場合は、この限りでない。
- (1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの
- (2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの
- 5 入院等をしたことにより、病院等(貝塚市の区域内に所在するものに限る。)の所在する場所に住所を変更したと認められる者(国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際他の市町村(貝塚市以外の大阪府の区域内の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有する者でないものとみなす。ただし、その者が前項本文に規定する者である場合は、この限りでない。
- (所得制限)
- 第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。)が、規則で定める額を超える者は、対象者としなない。
- 2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定め

るその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額以下となる者は除く。

(医療費の助成)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

- (1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

- 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日(以下「申請日」という。)から開始する。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請日の属する月の初日又は当該各号に掲げる申請者の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか遅い日から助成するものとする。

- (1) 申請日以後に身体障害者手帳を交付される者 身体障害者手帳に記載される交付日
- (2) 申請日以後に療育手帳(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳をいう。以下同じ。)を交付される者 療育手帳又は判定書に記載される判定日
- (3) 申請日以後に精神障害者保健福祉手帳を交付される者 精神障害者保健福祉手帳に記載される交付日
- (4) 申請日以後に特定医療費(指定難病)受給者証を交付される者 特定医療費(指定難病)受給者証に記載される有効期間の開始日
- (5) 申請日以後に特定疾患医療受給者証を交付される者 特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日

(一部自己負担額)

第9条 条例第3条第1項に規定する一部自己負担額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)ごとに、1日につき500円とする。ただし、条例第2条に規定する対象者等が負担すべき額が500円に満たない場合は、当該対象者等が負担すべき額に相当する額とする。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別の医療機関とみなす。
- 3 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関において受けたものとみなす。
- 4 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が3,000円を超える場合は、当該月の一部自己負担額は3,000円とする。
- 5 前項の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費助成申請書(様式第1号)に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は支払審査機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る療養費、家族療養費又は特別療養費が現に支給されたとき(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)
 - (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。
- 2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度障害者医療費助成申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
 - 3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	医療証の交付
例規名 根拠条項	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例 第4条第2項
例規番号	昭和48年条例第31号
<p>【基準】</p> <p>第2条、第2条の2、第4条及び第5条の規定による。 (対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、貝塚市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当するもの</p> <p>(2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において知的障害の程度が重度であると判定された者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当するもの</p> <p>(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項に規定する医療受給者証(以下「特定医療費(指定難病)受給者証」という。)又は特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に基づき都道府県知事が交付する受給者証(以下「特定疾患医療受給者証」という。)を所持する者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア その障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級第9号に該当する者又はその障害の程度がこれと同程度以上と認められる者</p> <p>イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児であって、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級第9号に該当するもの</p> <p>(5) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき国民健康保険</p>	

法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年貝塚市条例第27号)の規定により医療証の交付を受けることができる者

3 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設(大阪府の区域内に所在するものに限る。以下「病院等」という。)(貝塚市の区域内に所在するものを除く。)の所在する場所に住所を変更したと認められる者(同法による被保険者(国民健康保険組合の被保険者を除く。以下同じ。))及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている者(国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

4 特定継続入院等対象者のうち、次に掲げる者は、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、その者が現に貝塚市の区域内に住所を有する場合は、この限りでない。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするることによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」という。)を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるもの

5 入院等をしたことにより、病院等(貝塚市の区域内に所在するものに限る。)の所在する場所に住所を変更したと認められる者(国民健康保険法による被保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際他の市町村(貝塚市以外の大阪府の区域内の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定の適用については、貝塚市の区域内に住所を有する者でないものとみなす。ただし、その者が前項本文に規定する者である場合は、この限りでない。

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得(各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。)が、規則で定める額を超える者は、対象者とししない。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がそ

の価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの間、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項において計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定する額以下となる者は除く。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日(以下「申請日」という。)から開始する。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請日の属する月の初日又は当該各号に掲げる申請者の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか遅い日から助成するものとする。

- (1) 申請日以後に身体障害者手帳を交付される者 身体障害者手帳に記載される交付日
- (2) 申請日以後に療育手帳(療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳をいう。以下同じ。)を交付される者 療育手帳又は判定書に記載される判定日
- (3) 申請日以後に精神障害者保健福祉手帳を交付される者 精神障害者保健福祉手帳に記載される交付日
- (4) 申請日以後に特定医療費(指定難病)受給者証を交付される者 特定医療費(指定難病)受給者証に記載される有効期間の開始日
- (5) 申請日以後に特定疾患医療受給者証を交付される者 特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定による。

標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	医療証の更新		
例規名 根拠条項	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 第12条		
例規番号	昭和48年規則第14号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (医療証の更新申請等)</p> <p>第12条 受給者は、重度障害者医療証交付(更新)申請書(様式第2号)に前条第1項各号に掲げる書類を添え、これを市長に提出してその医療証の更新を申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、条例第4条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 市長は、受給者の資格を公簿等により確認することができるときは、その受給者の別段の意思表示がない限り、第1項の規定による申請を要しないで、医療証を更新して交付することができる。</p> <p>この個票に定めるもののほか、医療証の交付に関する基準と同様の基準による。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	医療証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 第13条第1項		
例規番号	昭和48年規則第14号		
【基準】 第13条の規定による。 (医療証の再交付申請等) 第13条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、重度障害者医療証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して、再交付を申請することができる。 2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 健康福祉部 高齢介護課

処分の概要	祝券の贈呈		
例規名 根拠条項	貝塚市長寿祝券条例 第1条		
例規番号	平成11年条例第45号		
<p>【基準】</p> <p>第1条から第3条までの規定による。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝福するため、長寿祝券(以下「祝券」という。)を贈呈し、併せて市民の敬老思想の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 祝券は、毎年9月1日現在において本市に引き続き1年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者のうち、その年齢が88歳及び99歳に達しているものに対し贈呈する。</p> <p>2 祝券の贈呈を受けることができる者が祝券の贈呈前に死亡したときは、その相続人又は葬祭を行った遺族の代表者に祝券を贈呈する。</p> <p>(祝券の額及び内容)</p> <p>第3条 祝券の額は、次の各号に掲げる年齢区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 88歳 1万円</p> <p>(2) 99歳 2万円</p> <p>2 前項の祝券は、規則で定める商品券により贈呈するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	喫煙等の承認
例規名 根拠条項	貝塚市火災予防条例 第23条第1項ただし書
例規番号	昭和37年条例第24号
<p>【基準】</p> <p>第23条の規定による。 (喫煙等)</p> <p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要があると認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要があると認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認める</p>	

ときは、この限りでない。

- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等		
例規名 根拠条項	貝塚市火災予防条例 第47条		
例規番号	昭和37年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第47条の規定による。 (タンクの水張検査等)</p> <p>第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	貝塚市立学校施設使用条例 第8条ただし書		
例規番号	令和4年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市立学校施設使用条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第5条 条例第8条ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認めるとき。</p> <p>2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市立学校施設使用条例 第9条		
例規番号	令和4年条例第10号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立学校施設使用条例 第4条		
例規番号	令和4年条例第10号		
【基準】			
第3条から第5条までの規定による。 (使用者の範囲)			
第3条 学校施設を使用することができる者は、市内に居住する者を構成員に含む団体とする。 (使用の許可)			
第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。 (許可の制限)			
第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。			
(1) 営利を目的とした使用であると認めるとき。			
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。			
(3) 学校施設、附属設備その他備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。			
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団が使用するとき。			
(5) 学校施設の管理上支障があると認めるとき。			
(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	入園の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市立幼稚園条例 第4条第1項		
例規番号	昭和30年条例第296号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (入園資格)</p> <p>第3条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する小学校就学の始期前3年から小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。 (入園の許可)</p> <p>第4条 幼稚園に子どもを入園させようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による入園の許可について必要な事項は、教育委員会が定める。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市文化財保護条例 第16条第1項		
例規番号	平成7年条例第46号		
【基準】			
第16条及び貝塚市文化財保護条例施行規則第7条の規定による。 (現状変更等の制限)			
第16条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状を変更しようとする場合にあつては教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執るとき又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。			
2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。			
3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。			
4 市は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。			
(維持の措置の範囲)			
第7条 条例第16条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の教育委員会規則で定める範囲は、次の各号に掲げるところによる。			
(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状)に復するとき。			
(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が損傷し、又は滅失している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。			
(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市文化財保護条例 第41条第1項		
例 規 番 号	平成7年条例第46号		
【基準】			
第41条及び貝塚市文化財保護条例施行規則第7条の規定による。 (現状変更等の制限)			
第41条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状を変更しようとする場合にあっては教育委員会規則で定める範囲の維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を執るとき又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合にあっては影響が軽微であるときは、この限りでない。			
2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による許可を与える場合について準用する。			
3 第1項の許可を受けず、又は前項で準用する第16条第2項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の原状回復を命ずることができる。この場合には、教育委員会は、当該原状回復に関し必要な指示をすることができる。			
(維持の措置の範囲)			
第7条 条例第16条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の教育委員会規則で定める範囲は、次の各号に掲げるところによる。			
(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状)に復するとき。			
(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物が損傷し、又は滅失している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。			
(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 複数課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第6条		
例規番号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の場合を除く。)及び撤去をしようとする者は、あらかじめ、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が、あらかじめ申込みできないことについてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。この場合において、当該事情がやんだ後速やかに申込みを行い、承認を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 複数課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第8条第2項		
例規番号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定に基づき管理者の指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受けるとともに、当該工事のしゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項に規定する設計審査及び工事検査を行う場合は、第29条に規定するところにより手数料を徴収するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 327

担当部署: 複数課

処分の概要	指定給水装置工事事業者の指定
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市水道事業給水条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成9年条例第35号
<p>【基準】</p> <p>第9条及び貝塚市指定給水装置工事事業者等に関する規程第5条の規定による。 (指定給水装置工事事業者)</p> <p>第9条 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けようとする指定給水装置工事事業者は、管理者に申請しなければならない。</p> <p>3 管理者は、第1項の指定を行う場合又は前項の指定の更新を行う場合は、指定給水装置工事事業者に指定証書を交付するものとする。</p> <p>4 第1項の指定を受けた者及び第2項の指定の更新を受けた者は、第29条に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 第3項の指定証書の再交付を受けようとする者は、第29条に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	

標準処理期間	30日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道総務課</p> <p>上下水道部 上下水道営業課</p> <p>上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 複数課

処分の概要	指定給水装置工事事業者の指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市水道事業給水条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (指定給水装置工事事業者)</p> <p>第9条 法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を受けようとする指定給水装置工事事業者は、管理者に申請しなければならない。</p> <p>3 管理者は、第1項の指定を行う場合又は前項の指定の更新を行う場合は、指定給水装置工事事業者に指定証書を交付するものとする。</p> <p>4 第1項の指定を受けた者及び第2項の指定の更新を受けた者は、第29条に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 第3項の指定証書の再交付を受けようとする者は、第29条に定めるところにより手数料を納付しなければならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項は、管理者が別に定める。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道総務課 上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 複数課

処分の概要	納付金の還付承認																									
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第28条第4項ただし書																									
例規番号	平成9年条例第35号																									
<p>【基準】 第28条の規定による。 (納付金) 第28条 給水装置の新設及び改造工事の申込者は、第7条に定める費用のほか、メーターの口径に応じて、次の表に定めるところにより計算して得た額に消費税等相当額を加算した額を納付金として前納しなければならない。ただし、増径に係る改造工事の申込者は、増径後のメーターの口径に係る納付金の額から増径前のメーターの口径に係る納付金の額を控除して得た額を納付金として前納しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>13ミリメートル</th> <th>20ミリメートル</th> <th>25ミリメートル</th> <th>40ミリメートル</th> <th>50ミリメートル</th> <th>75ミリメートル</th> <th>100ミリメートル</th> <th>150ミリメートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納付の金額 (メーター1個につき)</td> <td>100,000円</td> <td>120,000円</td> <td>200,000円</td> <td>550,000円</td> <td>820,000円</td> <td>2,400,000円</td> <td>5,400,000円</td> <td>管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 集合住宅等で各戸にメーターを設置する場合の納付金は、各戸のメーターごとに前項の規定を適用して計算して得た額の合計額とする。 3 新たにメーターを設置しようとする者は、第1項に規定する納付金のほか、管理者が別に定める金額に消費税等相当額を加算した額を納付しなければならない。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 4 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>									メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル以上	納付の金額 (メーター1個につき)	100,000円	120,000円	200,000円	550,000円	820,000円	2,400,000円	5,400,000円	管理者が別に定める額
メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル以上																		
納付の金額 (メーター1個につき)	100,000円	120,000円	200,000円	550,000円	820,000円	2,400,000円	5,400,000円	管理者が別に定める額																		
標準処理期間	15日																									
備考	<p>【共通担当部署】 上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>																									
設定年月日	令和5年6月29日				最終変更年月日	年 月 日																				

ID: 335

担当部署: 複数課

処分の概要	手数料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	貝塚市水道事業給水条例 第29条第4項ただし書		
例 規 番 号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第29条の規定による。 (手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計手数料 (2) 設計審査手数料(材料の確認を含む。) (3) 工事検査手数料 (4) 指定手数料 (5) 指定更新手数料 (6) 指定証書再交付手数料 (7) 再開栓手数料 (8) 証明手数料 (9) 道路占用及び掘削申請手数料 <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費額を徴収する。</p> <p>3 前項の手数料は、前納しなければならない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課</p> <p>上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 336

担当部署: 複数課

処分の概要	料金等の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市水道事業給水条例 第30条第2項		
例規番号	平成9年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (料金等の減免)</p> <p>第30条 料金は、第15条の規定により給水を制限し、又は停止したときでも減免しない。</p> <p>2 管理者は、特別な理由があると認めるものについては、この条例の規定に基づき納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>上下水道部 上下水道営業課 上下水道部 水道管理課</p>		
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 340

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	排水設備等の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第5条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、上下水道事業管理規程で定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、確認を受けた事項を変更する場合に準用する。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前に管理者に届け出ることをもって足りる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	排水設備工事業者の指定
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第7条
例規番号	昭和63年条例第29号
<p>【基準】</p> <p>第7条、第8条及び貝塚市排水設備工事指定業者に関する規程第3条の規定による。 (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有するものとして指定した排水設備工事業者(以下「指定業者」という。)でなければ行つてはならない。 (指定業者)</p> <p>第8条 前条に規定する管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 大阪府内に営業所を有すること。 (2) 専属の責任技術者(下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受けている者をいう。)を有すること。 (3) その他管理者が必要と認める条件を備えていること。</p> <p>2 指定業者について必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>(資格)</p> <p>第3条 条例第8条第1項第3号に規定するその他水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が必要と認める条件は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 排水設備工事に必要な設備及び器材を有し、かつ、従業者1人以上を常置していること。 (2) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(3) 市民税の滞納がないこと。 (4) その他管理者が必要と認めること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 343

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	従来の排水設備の認定		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第10条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
【基準】 第10条の規定による。 (従来の排水設備の認定) 第10条 従来の排水設備を使用する者は、上下水道事業管理規程で定めるところにより管理者に届け出て検査を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 346

担当部署: 上下水道部 上下水道営業課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第25条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
【基準】 第25条の規定による。 (使用料の減免) 第25条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 347

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第28条		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第28条の規定による。 (占用の許可)</p> <p>第28条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、上下水道事業管理規程で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 349

担当部署: 上下水道部 下水道推進課

処分の概要	占用料の免除		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道条例 第29条第2項(準用する貝塚市道路占用条例第11条)		
例規番号	昭和63年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第29条及び準用する貝塚市道路占用条例第11条の規定による。 (占用料)</p> <p>第29条 管理者は、前条により占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で一般会計をもつて経理するものに係る占用物件</p> <p>(3) 国の行う事業で特別会計をもつて経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>2 貝塚市道路占用条例(平成12年貝塚市条例第13号)第9条から第13条まで及び別表の規定は、前項に規定する占用料について準用する。この場合において、貝塚市道路占用条例第10条第2項、第11条及び第12条中「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と、同条例第11条及び別表中「道路」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(占用料の免除)</p> <p>第11条 市長は、道路の占用が公共の利益となる場合において必要があると認めるときは、占用者の申請により、占用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 351

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	貝塚市排水設備工事指定業者に関する規程 第7条		
例規番号	平成31年上下水道事業管理規程第3号		
【基準】 第7条の規定による。 (指定の更新) 第7条 前条の指定有効期間満了後引き続き指定業者として指定を受けようとする者は、有効期間満了前1月までに排水設備工事指定業者更新申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。 (1) 指定業者証の写し (2) 責任技術者及び従業者の名簿 (3) その他管理者が必要と認める書類			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の賦課保留の承認		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第3項本文		
例規番号	昭和45年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 管理者は、第5条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内に存する土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金を賦課するものとする。</p> <p>2 前項の負担金の賦課は、第5条に規定する公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。ただし、次項ただし書の規定により賦課の保留を取り消す場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる土地については、管理者は、当該土地に係る受益者の申請により、負担金の賦課を保留することができる。ただし、賦課の保留に係る要件を欠くに至ったときは、賦課の保留を取り消すものとする。</p> <p>(1) 賦課対象区域内において所有し、又は地上権等を有する土地が生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の規定により定められた生産緑地地区の区域内に存する農地等であるもの</p> <p>(2) その他管理者が特別の理由があると認めるもの</p> <p>4 前項ただし書に規定する場合にあっては、管理者は、賦課の保留に係る要件を欠くに至った日において、当該土地について第5条に規定する公告を行ったものとみなして、第1項の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>5 管理者は、第1項及び前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>6 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の徴収猶予
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条第1項
例規番号	昭和45年条例第29号
<p>【基準】</p> <p>第7条及び貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により負担金の徴収を猶予された者について、その財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないと認めるときは、管理者は、その徴収猶予の決定を取り消すことができる。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 管理者は、条例第7条第1項の規定に基づき、受益者が次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金を納付することができないと認められる金額を限度として、別表第1に定めるところにより、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。</p> <p>(2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷し、長期療養を必要とするとき。</p> <p>(3) 受益者が事業を廃止し、又は休止したとき。</p> <p>(4) 受益者が賦課対象区域内において所有し、又は地上権を有する土地が立地上公共樹(ます)の設置が困難なとき。</p> <p>(5) その他管理者が必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業負担金徴収猶予申請書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者徴収猶予承認不承認決定通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 358

担当部署: 上下水道部 上下水道総務課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例 第8条第2項		
例規番号	昭和45年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び貝塚市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第12条の規定による。 (負担金の減免)</p> <p>第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第12条 条例第8条第2項の規定による負担金の減免についての割合は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業負担金減免申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業負担金減免承認不承認決定通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 362

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	診療等の許可		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第2条		
例規番号	昭和30年条例第311号		
【基準】 第2条の規定による。 (診療等の許可) 第2条 病院において診療又は保健指導を受けようとする者、若しくは病院に入院しようとする者は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)の定めるところにより、許可を受けなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 366

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	料金の減免		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第5条		
例規番号	昭和30年条例第311号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び市立貝塚病院使用規程第9条の規定による。 (料金の減免)</p> <p>第5条 管理者は、生活困窮のため特に必要と認める者に対しては、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(料金の減免)</p> <p>第9条 条例第5条(料金の減免)の規定により、次の各号の一に該当する者には、料金を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 公費の扶助を受ける者</p> <p>(2) 前号のほか、生活困窮のため、減額又は免除を必要とする状態にあると認める者</p> <p>2 前項各号に該当する者は、その旨を証する書類を添えて病院事業管理者(以下「管理者」という。)に対し、申請しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により減額又は免除すべき金額は、その都度定める。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

担当部署: 市立貝塚病院事務局 総務課

処分の概要	料金後納の承認		
例規名 根拠条項	市立貝塚病院使用条例 第7条ただし書		
例規番号	昭和30年条例第311号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び市立貝塚病院使用規程第10条の規定による。</p> <p>(料金の前納)</p> <p>第7条 使用料及び手数料は、すべて、前納しなければならない。ただし、管理者において特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>(料金の後納)</p> <p>第10条 条例第7条(料金の前納)の規定により、次の各号の一に該当する者には、料金を後納させることができる。</p> <p>(1) 診療した後でなければ料金を算定することが困難なとき。</p> <p>(2) 応急の診療を必要とするため、料金を前納させることが困難なとき。</p> <p>(3) その他生活困窮のため、料金を前納させることができないとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 370

担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑の登録		
例規名 根拠条項	認可地縁団体に係る印鑑登録及び証明に関する規則 第6条		
例規番号	平成5年規則第21号		
【基準】	<p>規則第3条、第5条及び第6条第1項の規定による。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 前条各号に規定する者(以下「代表者等」という。)が認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするときは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等の印鑑で、貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和51年貝塚市条例第21号。以下「印鑑条例」という。)第6条第1項の規定に基づき登録を受けている印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印するとともに、同条例第13条の規定に基づき交付を受けた印鑑登録証明書を添付しなければならない。</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号の一に該当するときは、登録の申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>(2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(3) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるもの</p> <p>(登録申請の確認及び印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、第3条第1項に規定する申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑条例第6条第1項に規定する印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書面に記載されている事項について確認しなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 371

担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑証明書の交付		
例規名 根拠条項	認可地縁団体に係る印鑑登録及び証明に関する規則 第8条		
例規番号	平成5年規則第21号		
【基準】			
規則第7条及び第8条の規定による。 (証明書の交付申請)			
第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、印鑑登録に係る証明を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。			
2 前項に規定する申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第3号)に登録を受けている認可地縁団体印鑑を押印し、自ら申請しなければならない。 (証明書の交付)			
第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、認可地縁団体印鑑の印影と第6条第2項の規定により登録した印影の照合を行うほか、地縁団体登録台帳の記載事項及び認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項について確認しなければならない。			
2 市長は、前項の規定による確認を行ったときは、申請者に対し、認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第4号)を交付する。			
3 前項の規定により認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 373

担当部署: 総合政策部 魅力づくり推進課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録の抹消		
例規名 根拠条項	認可地縁団体に係る印鑑登録及び証明に関する規則 第14条第2項		
例規番号	平成5年規則第21号		
【基準】			
規則第11条及び第14条第2項の規定による。 (印鑑登録の廃止の申請)			
第11条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第5号)に登録を受けている認可地縁団体印鑑を押印し、市長に申請しなければならない。			
(印鑑登録の抹消)			
第14条			
2 市長は、第11条又は第12条に規定する申請が行われたときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 374

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	基準の特例適用		
例規名 根拠条項	貝塚市危険物規制規則 第4条第1項		
例規番号	令和4年規則第22号		
<p>【基準】</p> <p>規則第4条第1項及び第2項の規定による。 (基準の特例の適用)</p> <p>第4条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可の申請をしようとする者が、政令第23条の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例の適用(次条において「特例適用」という。)を受けようとするときは、特例適用申請書(様式第6号)2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請を受けた場合において、当該申請を受けた事項について承認をするときは特例適用承認通知書(様式第7号)を、承認をしないときは特例適用不承認通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 375

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	タンク検査済証の再交付		
例規名 根拠条項	貝塚市危険物規制規則 第11条第1項		
例規番号	令和4年規則第22号		
<p>【基準】</p> <p>規則第11条第1項の規定による。 (タンク検査済証の再交付)</p> <p>第11条 政令第8条の2第7項の規定によるタンク検査済証の交付を受けた者が、タンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合において、再交付を受けようとするときは、タンク検査済証再交付申請書(様式第18号)2部を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 376

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	火薬庫外貯蔵場所の指示
例規名 根拠条項	貝塚市火薬類取締法施行細則 第6条第1項
例規番号	平成24年規則第38号

【基準】

火薬類取締法施行規則第15条及び第16条並びに貝塚市火薬類取締法施行細則第6条第1項の規定による。

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)、(7)及び(8)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

	貯蔵する火薬類 の種類	火薬 (キロ グラム)	無添加 可塑性 爆薬 (第十 九条第 四項各 号の一 に該当 する可 塑性爆 薬であ つて国 の行政 機関又 は都道 府県警 察の職 員が貯 蔵する	工業雷管 及び電気 雷管(個)	導爆線 (メートル)	導火 線(メ ートル)	電気 導火 線 (個)	銃用雷 管(個)	実包及び 空包(建設 用びょう 打ち銃用 空包を除 く。)(個)
貯蔵する者等の区分									

			ものを除く。)以外の爆薬(キログラム)							
(1)	販売業者であって、販売のために都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長。(2)、(3)、(4)、(6)及び(8)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)	20				1,000	2,000	30,000	4,000
		(ロ)	5				1,000	2,000	3,000	10,000
		(ハ)		5	100					
(2)	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		5							10,000
(3)	第十九条に定める貯蓄火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯		5						3,000	10,000

	蔵する者									
(4)	実包火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者									10,000
(5)	土木事業その他の事業を営む者であって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合には、当該消費地を管轄する指定都市の長。(7)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内 完了する事業の場合	25	15	300	500	1,000	2,000		
	その他 の事業の場合		10	5	100	100	200	1,000		
(6)	がん具煙火を販売する者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)								
		(ロ)								
(7)	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者								3,000	5,000
(8)	都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者		5				100	500	2,000	800

貯蔵する者等の区分		貯蔵する火薬類の種類	薬液注入用薬包(個)	建設用びょう打ち銃用空包(個)	コンクリート破砕器(個)	ロープ発射用ロケット(個)	鉦さ破砕器及び爆発せん孔器(個)	爆発びょう(個)	油井用火工品(個)	信号雷管(個)
(1)	販売業者であって、	(イ)	2,000	8,000	4,000	50				
	販売のために都道府	(ロ)	2,000	20,000	4,000	50				
	県知事(指定都市の区 域内にあつては、指 定都市の長。(2)、 (3)、(4)、(6)及び (8)において同じ。) の指示する安全な場 所に貯蔵する者	(ハ)								
(2)	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者									
(3)	第十九条に定める貯蓄火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯									

	蔵する者								
(4)	実包火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者								
(5)	土木事業その他の事業を営む者であって、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合には、当該消費地を管轄する指定都市の長。(7)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内に完了する事業の場合	4,000	4,000	50				
	その他事業の場合		2,500	2,000	25	100	4,000	100	
(6)	がん具煙火を販売する者であって、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)							
		(ロ)							
(7)	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であって、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者								500
(8)	都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者		200	2,000	1,000	10			25

貯蔵する火薬類の種類		鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品(キログラム)	信号管及び信号火せん(キログラム)	焰火(がん具煙火を除く。)(キログラム)	煙火(がん具煙火(第一号へ(2)に掲げるものを除く。)(キログラム)	第一号へ(2)に掲げるがん具煙火(キログラム)	火薬を装てんしていな銃用雷管付薬きょう(個)	その他の火工品(キログラム)	
(1)	販売業者であって、販売のために都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長。(2)、(3)、(4)、(6)及び(8)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)	25	50	25			無制限	50
		(ロ)	25	50	25			無制限	50
		(ハ)							
(2)	第十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者								
(3)	第十九条に定める貯蓄火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は三級火薬庫の所有者又は占有者で						無制限		

	あつて、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者							
(4)	実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者							
(5)	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事(当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあっては、当該消費地を管轄する指定都市の長。(7)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内にて完了する事業の場合						50
		その他の事業の場合			25			25
(6)	がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)			500	25		
		(ロ)			250	15		
(7)	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県		100					25

	知事の指示する安全な場所に貯蔵する者							
(8)	都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者	0※	5	5	25	5	無制限	5

備考

- 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。
- 2 信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。
- 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。
- 4 ※を付した値は、日本産業規格K四八二八一二(二〇〇三)に規定する危険区分が一・四であって、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0・2とする。
- 2 前項の表中(1)又は(8)に掲げる者が信号焰管であって経済産業大臣が告示で定めるもののみを貯蔵する場合にあつては、法第十一条第一項ただし書の数量は、前項の規定にかかわらず百キログラムとする。

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火災及び盗難の防止について留意すること。
- 二 前条第一項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。
 - イ 周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあつては床は、厚さ十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ二十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造りとする。
 - ロ 入口の扉(とびら)は、厚さ〇・六ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉(とびら)とする。
 - ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。
 - ニ 自動消火設備を設けること。
- 三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからへまでに定めるところによること。
 - イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。
 - ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。
 - ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

- ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。
 - ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。
 - ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。
- 三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。
- イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。
 - ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。
 - ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。
 - ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。
 - ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。
 - ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。
- 四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。
- イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。
 - ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。
 - ハ 設備の内面は、板張りとする。
 - ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。
 - ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。
- 四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。
- イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。
 - ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。
 - ハ 設備の扉(とびら)は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

- ニ 設備内に棚(たな)を設け、棚(たな)は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚(たな)の落下を防止する措置を講ずること。
- ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。
- 五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。

(火薬庫外貯蔵場所の指示)

- 第6条 法第11条第1項ただし書の規定により火薬庫外において火薬類を貯蔵しようとする者で、省令第15条第1項の表に規定する安全な場所の指示を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵所指示申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備の明細書
 - (2) 火薬庫外貯蔵場所を設置する土地が自己の所有する土地でない場合にあっては、当該土地所有者の承諾書等
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、火薬庫外貯蔵所指示書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和5年6月29日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1013

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る確認
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の4第1項ただし書
例規番号	平成6年府条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第81条の4第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の18第3項の規定による。</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第81条の4 使用が廃止された有害物質使用届出施設(第49条第2項に規定する届出施設であつて、同項第1号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)又はダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、土壤法第4条第2項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る確認等)</p> <p>第48条の18</p> <p>3 知事は、第1項の申請に係る土地の場所が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第81条の4第1項ただし書の確認をするものとする。</p> <p>(1) 工場又は事業場(当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。</p> <p>(2) 有害物質使用届出施設等を設置していた小規模な工場若しくは事業場において事業の用に供されている建築物と当該工場若しくは事業場の設置者(その者が法人である場合にあつては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。</p> <p>(3) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第48条の27第4号及び第48条の31第2項第2号において「鉱山関係の土地」という。)</p>	

であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1015

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地における土地の形質変更時の確認		
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の6第3項ただし書		
例規番号	平成6年府条例第6号		
<p>【基準】</p> <p>第81条の6第3項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の31第2項の規定による。</p> <p>(有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場等の敷地である土地の調査)</p> <p>第81条の6</p> <p>3 有害物質使用特定施設(土壤法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)又は有害物質使用届出施設等(以下「有害物質使用特定施設等」という。)が設置されている工場又は事業場の敷地である土地の所有者等は、当該土地の形質の変更をしようとする場合(当該土地が当該有害物質使用特定施設等に係る当該工場又は事業場の敷地として利用されないときに限る。)には、規則で定めるところにより、当該土地(土壤法第3条第8項若しくは第4条第3項又はこの条例第81条の4第6項、前条第2項若しくは前項に規定する調査の対象となる土地を除く。)の土壤の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、指定調査機関に第81条の4第1項の規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(条例第81条の6の規定による有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地における土地の形質変更時の確認等)</p> <p>第48条の31</p> <p>2 知事は、前項の申請に係る土地の場所が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第81条の6第3項ただし書の確認をするものとする。</p> <p>(1) 工場又は事業場(当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。</p> <p>(2) 鉱山関係の土地であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1018

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	土地の形質の変更の施行管理方針の確認
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の13第1項第1号
例規番号	平成6年府条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第81条の13及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の52の3の規定による。 (要届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第81条の13 要届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(規則で定めるところにより、規則で定める基準に適合する旨の知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更</p> <p>イ 土地の土壌の管理有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして規則で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更</p> <p>ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして規則で定める要件に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 要届出管理区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 要届出管理区域が指定された際当該要届出管理区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 要届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第1号の土地の形質の変更をした者は、規則で定めるところにより、規則で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p> <p>(施行管理方針に係る基準)</p> <p>第48条の52の3 条例第81条の13第1項第1号の規則で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。</p>	

(2) 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1021

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る確認
例規名 根拠条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例 第81条の19第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成6年府条例第6号
<p>【基準】</p> <p>第81条の19及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第49条の8第1項の規定による。</p> <p>第81条の19 汚染土壌(ダイオキシン類によって汚染されているものに限る。以下この条において同じ。)を当該管理区域外に搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。)は、当該汚染土壌の処理が適切に行われることについて、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の要措置管理区域から搬出された汚染土壌を他の要措置管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の要届出管理区域から搬出された汚染土壌を他の要届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>(3) 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該管理区域外に搬出した者について準用する。</p> <p>(ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る知事の確認)</p> <p>第49条の8 条例第81条の19第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の確認を受けようとする者は、ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る確認申請書(様式第23号の13の17)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項のダイオキシン類に係る汚染土壌の処理に係る確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) ダイオキシン類に係る汚染土壌を処理しようとする施設(条例第81条の19第2項において準用する場合にあつては、処理した施設)の種類、構造及び処理能力を確認することができる書類</p> <p>(2) ダイオキシン類に係る汚染土壌の処理方法を確認することができる書類</p> <p>(3) ダイオキシン類に係る汚染土壌をダイオキシン類汚染土壌処理施設に設けた保管設備において保管する場合(条例第81条の19第2項において準用する場合にあつては、保管した場合)にあつては、当該保管設備の場所、構造及び容量を確認することができる書類</p> <p>(4) ダイオキシン類汚染土壌処理施設において処理したダイオキシン類に係る汚染土壌であつてダイオキシン類土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものを当該ダイオキシン類汚染土壌処理施設以外のダイオキシン類汚染土壌処理施設において処理(この号において「再処理」という。)をする場合(条例第81条の19第2項において準用する場合にあつては、再処理をした場合)にあつては、当該再処理をしようとする施設(条例第81条の19第2項において準用する場合にあつては、当該再処理をした施設)の種類、構造及び処理能力を確認することができる書類</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1028

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	許可区域内における広告物の表示等の許可
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第3条第1項
例規番号	昭和24年府条例第79号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第13条の規定による。</p> <p>(許可区域)</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所(次条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。以下「許可区域」という。)に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(次条第2項の規定により表示し、又は設置してはならない場合を除く。)は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは風致地区、景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項の規定による景観地区、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定による特別緑地保全地区又は文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区(以下「第二種低層住居専用地域等」という。)</p> <p>(2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第110条第1項の規定により指定され若しくは仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の周辺の地域で、知事が指定するもの又は同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定めた伝統的建造物群保存地区</p> <p>(3) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第46条第1項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物の周辺の地域で、知事が指定するもの</p> <p>(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により指定された保安林の区域</p> <p>(5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域</p> <p>(6) 大阪府自然環境保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)第11条第1項又は第16条第1項の規定により指定された大阪府自然環境保全地域又は大阪府緑地環境保全地域</p> <p>(7) 景観法第8条第1項の規定により景観行政団体(同法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)が定めた景観計画(以下「景観計画」という。)の区域(府が定めた景観計画の区域にあつては、これに隣接する区域を含む。)で、知事が指定するもの</p> <p>(8) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、知事が指定するもの</p> <p>(9) 公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場又は葬祭場の敷地内</p> <p>(10) 河川、湖沼、海浜又はこれらの付近の地域で、知事が指定するもの</p> <p>(11) 社寺又は教会の境内</p> <p>(12) 公衆便所の外壁</p> <p>2 知事は前項の許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。</p>	

「大阪府屋外広告物条例施行規則による。」

「屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定による。」

「貝塚市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則による。」

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1029

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	広告物の表示等の特例許可		
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第8条の2第1項		
例規番号	昭和24年府条例第79号		
【基準】			
第8条の2の規定による。			
第8条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第4条並びに第5条第1項第3号及び第4号の規定は適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。			
(1) 公共団体、自治会、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等がその行う地域における公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主(屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの管理をさせる者をいう。次号並びに第25条の2第1項及び第2項において同じ。)との契約に基づき道路(道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。)又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの			
(2) 府又は市町村がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの			
2 知事は、前項の許可に必要な条件を付することができる。			
「大阪府屋外広告物条例施行規則による。」			
「屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定による。」			
「貝塚市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則による。」			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1030

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	同一人等の広告物の継続表示の許可		
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第12条		
例規番号	昭和24年府条例第79号		
【基準】	<p>第12条及び第13条の規定による。</p> <p>第12条 同一人が同じ場所又は物件に、同種類の広告物を引き続き表示しようとするときは、知事は、一定の期間を限って、これを許可することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。</p> <p>「大阪府屋外広告物条例施行規則による。」</p> <p>「屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定による。」</p> <p>「貝塚市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則による。」</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1031

担当部署: 都市整備部 まちづくり課

処分の概要	変更の許可等		
例規名 根拠条項	大阪府屋外広告物条例 第15条第1項及び第2項		
例規番号	昭和24年府条例第79号		
【基準】			
第15条及び第13条の規定による。 (変更の許可等)			
第15条 許可広告物表示者等は、第11条第1項第6号から第10号までに掲げる事項に変更を加え、又はその広告物及び掲出物件を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。			
2 許可広告物表示者等は、第11条第1項第7号の期間(前項の許可を受けた場合には、その変更後のもの。以下「許可期間」という。)が満了した後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間の満了前に、知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可に係る申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第16条の2の点検の結果を記載した書面を当該許可に係る申請書に添付しなければならない。			
3 前項前段の場合において、申請者が当該許可に係る広告物の所有者等と異なるときは、当該広告物の所有者等は、同項後段に規定する書面をあらかじめ当該申請者に交付しなければならない。 (許可の基準)			
第13条 第3条、前条並びに第15条第1項及び第2項の規定による許可の基準は、規則で定める。 「大阪府屋外広告物条例施行規則による。」 「屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定による。」 「貝塚市における大阪府屋外広告物条例の施行に関する規則による。」			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1034

担当部署: 市民生活部 環境衛生課

処分の概要	工事設計の基準適合の確認		
例規名 根拠条項	大阪府特設水道条例 第5条第1項		
例規番号	昭和33年府条例第30号		
【基準】			
第5条の規定による。 (確認)			
第5条 特設水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。			
2 前項の確認の申請をするには、申請書に、規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。			
3 知事は、前項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が前条各号に掲げる基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。			
4 前項の規定による通知は、第2項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年7月31日	最終変更年月日	年 月 日